

衆議院第一回四百二十四回国会議録 消費者問題に関する特別委員会

第五号

一九五

したいと思います

坂田政吉參議

の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○永岡委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。小倉将信君。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

一昨年のこの委員会の一般質疑で、私は、当時、オンラインプラットフォームというふうに

言つておりましたけれども、テレタル・ブランチ・フォームの取引における消費者被害が増えてい

はないかというような問題提起をさせていただきま
した。それから二年がたちまつて、実祭迄今で

ういう法律ができ上がったわけでありますから、この間の消費者庁の皆様の御努力にまずは感謝を

申し上げたいというふうに思います。

自民党的消費者問題講習会の事務局長として、船田会長と一緒に議論に参加をさせていただ
き。その過程で、やはり、昆王の消費者主

の枠組みの限界というのも感じさせられた次第であります。そうハッた思ハを含めて、今回、暫

間に立たせていただきたいと思います。まずは、この法案の議論の過程で大きく修正が

加わった点について、OZONEの取引が除外された理由、そして、法の三条が努力義務化された理由

の検討会に関与された先生からも詳しくお話を伺ったと思いますけれども、今回法案質疑の初回でございますので、改めて政府の見解をお伺い

卷之三

—

<p>いただきたいと思ひますけれども、恐らくこの法律の下で、じゃ、そういう対象外のものが対応できないかというと、私はそうは思つておりませんで、今提案を申し上げたような、官民協議会をしっかりと運用していくですか、あるいは申出制度みたいなものを使っていくのも一つのやり方だというふうに思つています。</p> <p>そういうふた運用の面で、実際にC2C取引でもたくさんある問題がありますし、特に危険商品の流通に関しては、それを提供する側が事業者だからちゃんと取り締まるけれども、消費者がそういうふたものを提供した場合には実効性のある措置ができないというのでは意味がございませんので、消費者庁の方では是非そういういた運用の工夫をしていただけないとありがたいなというふうに思っています。</p> <p>かのように、デジタルプラットフォーマーをめぐつて近年、様々な課題が明らかになっていました。実際にこうした課題を解決するために、この法律に先駆けまして、昨年、デジタルプラットフォーマー取引透明化法が成立をしまして、デジタル市場競争本部ができました。また、このデジタル時代に合わせて、個人情報保護法も改正をされました。</p> <p>他方で、先日、一般質疑の中で伊藤理事も御質問されておられましたけれども、そういう法律がたくさんできて、それを所管する組織が政府内で複数できると、今度はこういったプラットフォーマー事業者に対する規制が煩雑になつて、そのコンプライアンス対応コストが増して、インベーションが阻害され、かえつて消費者利便を損ねるのではないかとも十分懸念されると思います。実効性はもちろんきちんと確保されなければなりませんけれども、政府部内の法律とか制度、あるいは行政の執行の重複というのには、百害あって一利なしだと思います。</p> <p>その意味では、本法でも対象とされております民泊のプラットフォーマーですか、あるいはオンラインの旅行代理店、こういったものは既に住</p>	<p>宅宿泊事業法ですか旅行業法によつて同様の措置がなされているとは思ひますけれども、こういった既存の法律と今回の新しい法律との間の重複をどのように調整しようと思われているのか、お考えをお聞かせください。</p>
<p>○坂田政府参考人 委員御指摘のとおり、住宅宿泊事業法の住宅宿泊仲介業者や旅行業法の旅行業者など、消費者と事業者の契約の締結を媒介するプラットフォームについては今回の法律案が適用され得るわけですが、今回の法律案については、行政庁が強制力を行使する場面がなく、二重規制の問題について調整を図るべき場面が生じないことから、法律上の適用除外を設けることはしていません。もっとも、個別の業法を遵守している場合では、消費者の利益の保護が図られるため、個別の業法を遵守すれば足りる場合が多いと考えられます。</p> <p>そこで、今後、その旨を指針等で明らかにし、関係省庁とも協力しつつ、適切に周知を図り、個別の業法がある分野の事業者に不当な負担が生じないようにしてまいりたいと考えております。</p> <p>○小倉委員 ありがとうございます。</p> <p>前回の伊藤理事の質疑の中でデジタル市場競争本部の方が答弁されていました。結構、プラットフォーマー側からすれば、考えが対立をすることろがございまして、多分、消費者法の領域でいえば、販売事業者に対しても情報開示を求めたりとか対応を求めるなりする、いわゆる厳しい措置を取るよう求めるのがその考え方だと思いますけれども、一方で、デジタルプラットフォーマー取引透明化法の方は、いわゆる下請との関係で、販売事業者に対してデジタルプラットフォーマーがそれとも、一方で、デジタルプラットフォーマー取引透明化法の方は、いわゆる下請との関係で、販売事業者に対してデジタルプラットフォーマーがその優越的な地位を濫用して厳しい措置を取らなければなりませんけれども、政府部内の法律とか制度、あるいは行政の執行の重複というのには、百害あって一利なしだと思います。</p> <p>その意味では、本法でも対象とされております民泊のプラットフォーマーですか、あるいはオンラインの旅行代理店、こういったものは既に住</p>	<p>宅宿泊事業法ですか旅行業法によつて同様の措置がなされているとは思ひますけれども、こういった既存の法律と今回の新しい法律との間の重複をどのように調整しようと思われているのか、お考えをお聞かせください。</p> <p>○坂田政府参考人 委員御指摘のとおり、住宅宿泊事業法の住宅宿泊仲介業者や旅行業法の旅行業者など、消費者と事業者の契約の締結を媒介するプラットフォームについては今回の法律案が適用され得るわけですが、今回の法律案については、行政庁が強制力を行使する場面がなく、二重規制の問題について調整を図るべき場面が生じないことから、法律上の適用除外を設けることはしていません。もっとも、個別の業法を遵守している場合では、消費者の利益の保護が図られるため、個別の業法を遵守すれば足りる場合が多いと考えられます。</p> <p>そこで、今後、その旨を指針等で明らかにし、関係省庁とも協力しつつ、適切に周知を図り、個別の業法がある分野の事業者に不当な負担が生じないようにしてまいりたいと考えております。</p> <p>○小倉委員 ありがとうございます。</p> <p>前回の伊藤理事の質疑の中でデジタル市場競争本部の方が答弁されていました。結構、プラットフォーマー側からすれば、考えが対立をすることろがございまして、多分、消費者法の領域でいえば、販売事業者に対しても情報開示を求めたりとか対応を求めるなりする、いわゆる厳しい措置を取るよう求めするのがその考え方だと思いますけれども、一方で、デジタルプラットフォーマー取引透明化法の方は、いわゆる下請との関係で、販売事業者に対してデジタルプラットフォーマーがそれとも、一方で、デジタルプラットフォーマー取引透明化法の方は、いわゆる下請との関係で、販売事業者に対してデジタルプラットフォーマーがその優越的な地位を濫用して厳しい措置を取らなければなりませんけれども、政府部内の法律とか制度、あるいは行政の執行の重複というのには、百害あって一利なしだと思います。</p> <p>その意味では、本法でも対象とされております民泊のプラットフォーマーですか、あるいはオンラインの旅行代理店、こういったものは既に住</p>
<p>に、そこら辺の調整というのは、もちろんこれでは、この法律自体は努力義務でありますので、いわゆる法律上の所管みたいなものは発生し得ませんけれども、ただ、事業者側からすれば同じ政府ですので、そこら辺、混乱しないように是非調整をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>それでは、最後の質問に移らせていただきまます。確認的な意味合いでありますけれども、この法律の肝の一つでもあります五条に書かれている情報開示請求権について、幾つか質問をさせていただきたいたいと思います。</p> <p>まず、先日の参考人質疑でもありましたように、この対象となる金銭債権、一定の額ということでありますけれども、逆に、そのバーが高過ぎると非常に請求しづらいものになるというお話をございました。この金銭債権の一定の額というのほどの程度になるのか。</p> <p>あるいは、これも確認的な意味合いでありますけれども、四条にある免責規定が五条にはございません。五条においても、プラットフォーマー側からすれば、販売事業者の情報を開示しても、販売事業者との関係で、免責されるかどうか、免責されるという理解でよいのかどうか。</p> <p>あるいは、この五条の中で、販売事業者に、開示をしていいか確認をする規定がございます。その趣旨と、販売事業者がこれを拒絶した場合であつても、当然、消費者保護のためにプラットフォーマーが販売事業者の情報を開示できるというような理解でよいのかどうか。</p> <p>最後に、情報開示に関しては弁護士の開示請求もあると思います。それとの兼ね合い、両方あるわけですから、どういった感じで、それを求める消費者側からすればその選択をすればいいのかというお考えについて、それぞれお聞かせいただきたいたいと思います。</p> <p>時間が来たので終わりますけれども、最後に、これから我が国は、デジタル化の時代を本格的に迎えます。そういった中で、もちろん、書面を通じて消費者保護を図るという考え方も重要ですけれども、どう考えても、デジタル上ででの取引みたいなものも増えてくるのは間違ひありません。</p> <p>車が危ないから車自体を規制するのではなくて、どうやつたら車を安全に運転できるかということも、是非、消費者庁には、消費者保護の面において、このデジタルプラットフォームあるいはデジタル化、デジタル取引との兼ね合いで検討していただけないとありがたいなというふうに思いました。</p> <p>以上を申し上げまして、質問を終わらせていただきました。ありがとうございました。</p>	<p>に、そこら辺の調整というのは、もちろんこれでは、この法律自体は努力義務でありますので、いわゆる法律上の所管みたいなものは発生し得ませんけれども、ただ、事業者側からすれば同じ政府ですので、そこら辺、混乱しないように是非調整をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>そこで、最後の質問に移らせていただきまます。確認的な意味合いでありますけれども、この法律の肝の一つでもあります五条に書かれている情報開示請求権について、幾つか質問をさせていただきたいたいと思います。</p> <p>まず、先日の参考人質疑でもありましたように、この対象となる金銭債権、一定の額ということでありますけれども、逆に、そのバーが高過ぎると非常に請求しづらいものになるというお話をございました。この金銭債権の一定の額というのほどの程度になるのか。</p> <p>あるいは、これも確認的な意味合いでありますけれども、四条にある免責規定が五条にはございません。五条においても、プラットフォーマー側からすれば、販売事業者の情報を開示しても、販売事業者との関係で、免責されるかどうか、免責されるという理解でよいのかどうか。</p> <p>あるいは、この五条の中で、販売事業者に、開示をしていいか確認をする規定がございます。その趣旨と、販売事業者がこれを拒絶した場合であつても、当然、消費者保護のためにプラットフォーマーが販売事業者の情報を開示できるというような理解でよいのかどうか。</p> <p>最後に、情報開示に関しては弁護士の開示請求もあると思います。それとの兼ね合い、両方あるわけですから、どういった感じで、それを求める消費者側からすればその選択をすればいいのかというお考えについて、それぞれお聞かせいただきたいたいと思います。</p> <p>時間が来たので終わりますけれども、最後に、これから我が国は、デジタル化の時代を本格的に迎えます。そういった中で、もちろん、書面を通じて消費者保護を図るという考え方も重要ですけれども、どう考えても、デジタル上ででの取引みたいなものも増えてくるのは間違ひありません。</p> <p>車が危ないから車自体を規制するのではなくて、どうやつたら車を安全に運転できるかということも、是非、消費者庁には、消費者保護の面において、このデジタルプラットフォームあるいはデジタル化、デジタル取引との兼ね合いで検討していただけないとありがたいなというふうに思いました。</p> <p>以上を申し上げまして、質問を終わらせていただきました。ありがとうございました。</p>

○永岡委員長 次に、伊佐進一君。

○伊佐委員 おはようございます。公明党の伊佐進一です。

本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回、デジタルプラットフォーム新法ということで、ネット上の買物、私自身も週に何度もお世話になつておりますが、元々、このデジタル化という流れの中で、ネット上の購入、お買物というのはどんどん増えている状況であります。その上に更に輪をかけて今回のコロナ禍という中で、新たな日常の中で、更にこのネット上の取引、買物というのは急激に増えているんじゃないかというふうに思っています。

あわせて、恐らくトラブルの件数も非常に増えています。

が、まず、その辺のデータがあればお示しいただきたい、というふうに思います。

○坂田政府参考人 新型コロナウィルスを想定した新しい生活様式の実践例において通信販売の利用が掲げられるなど、新たな日常によって、消費者がインターネット通販を始めとするデジタルサービスを利用する機会が増加してきております。

このような状況の中で、インターネット通販に関する消費生活相談も増加しているほか、情報教材やマルチ商法等のもうけ話といったネット広告題があるものと認識しております。

消費者庁では、このような状況に対応するため、消費生活相談体制の維持強化、悪質商法の取締りの徹底、消費者向け注意喚起など、様々な対策を講じてしております。

また、本日御審議いただいている取引デジタルプラットフォームを利用する消費者利益の保護に関する法律案や、今国会に提出させていただいた詐欺的な定期購入商法への対策の強化等を盛り込んだ特定商取引法などの改正法案など、デジタル

取引に係る制度整備にも取り組んでおります。消費者被害の防止に向け、消費生活相談等の状況も注視しつつ、機動的に対応してまいりたいと考えております。

○伊佐委員 こうした具体的な事例、トラブルを示していただきましたが、様々トラブルが増えて

いる中で、消費者庁もいろいろな対策を講じていただいている。ところが、そこでもやはり及ばないところがあつて、それが今回の法律の部分だ

らうというふうに思つております。

例えば、例示として、モバイルバッテリーが発火した、家が全焼した、この販売業者に問い合わせたり抗議をしたいけれども、デジタルプラットフォームを通じて購入したので連絡先も分からぬうするか。

開示請求をプラットフォーマーにお願いしたけれどもなかなか教えてくれなかつたというような事例も伺つておりますが、このデジタルプラット

フォーマーが、そもそも販売業者と消費者との間のルール、契約のルールを作つてあるといふとあって、大きな一つのシステムをつくつていふるというのを参考人質疑でもお話をありました。

トラブルについて、どの参考人からも、プラットフォーマーが一定の役割、義務というものをしっかりと果たすべきだというようなお話をありました。

その上で、今回は、努力義務ということでお金やワクチン接種をかたる詐欺など、様々な課題があるものと認識しております。

これが何で義務じゃなくて努力義務なんだといふと理解をいたします。

恐らく、参考人で来ていただいた依田座長、座

長としてまとめていただいて、本当にいろいろな意見を伺いながら、様々な意見を調整した上で、今の法案だというふうには理解しております。確かに、例えオンラインの宿泊施設などの場合

は、電話とかメールとか、あるいは独自の顧客シ

ステムみたいなものを持つている場合もあつて、そこをえてプラットフォーマーが全部また重複

したり抗議をしたいけれども、デジタルプラット

フォームを通じて購入したので連絡先も分からぬうするか。

ただ、その上でちょっと伺いたいのは、じや、

努力義務となつたときに、本当に実効性がしつか

り確保できるんですかという点、今、消費者庁は

どう考えているか、伺いたいと思います。

○坂田政府参考人 お答えいたします。

取引デジタルプラットフォーム提供者は、講じた措置の概要等を開示するものとされており、努

力義務としての措置を講じていない取引デジタル

プラットフォーム提供者は、消費者や消費者団体から低い評価を受けることになるものと考えられ

ます。

消費者庁としては、開示を通じて消費者が適切

な取引デジタルプラットフォーム提供者を選択で

きるよう、消費者や消費者団体に対して必要な働きかけを行つてまいります。

さらに、本法律案が成立した暁には、例えば、官民協議会の場における議論などを通じて十分な取組が行なわれているかどうかをしつかり注視し、

取引デジタルプラットフォーム提供者による取組が十分でないときは、消費者利益の保護を図る観点から、法改正を含め、所要の措置を講ずることを検討してまいりたいと考えております。

○伊佐委員 努力義務であつたとしても、様々な第三者からの評価、団体からの評価というのを恐らくされるだろうという点を指摘していただきま

たとおり、やはりバランス、事業者の責務とのバランスというのもあるだろうということで、そこは理解をいたします。

だから、何がBなのか、何が事業者かという定義も非常に重要で、通販一般の法律であります特商法では、一つが営利の意思があるかどうか、二つは大量に反復継続して販売しているかどうかというのが特商法上でのビジネス、事業者の定義であります。が、今回の法案、新法では事業者はきち

かは開示することになつてますので、そこも一つの評価になるだろうというふうに思つております。

では、Cツーセンについて触れたいと思います。今回、Bツーセン、ビジネスと一般的の個人の取引については対象になつてますが、個人、個人の取引というのは、当然、一般民事上の責任はあるわけですが、本当にこれは消費者法制かというと、なかなか難しいところはあるし、まだまだ議論も必要なんだろうというのも理解しております。

参考人の方からもおっしゃつたのは、欧州では実は余りCツーセンというのはないんです、日本は非常に多いということで、だから、日本がある意味、私自身思つてはいるが、Cツーセンが盛んなのであれば、日本が議論をリードしていくべきじゃないか。やるべきこととして、例えば個人間であつてもADRの機能をどうするかとか、様々な議論はあるんだろうというふうに思つております。

その上で、私は、優先すべき課題は何かというと、Cツーセンに紛れてしまつてビジネスの人たちをどうするか。いわゆる隠れBというふうに言つておりますが、こういう方は、今回法規制をつくるので、隠さずにちゃんとBとしてこの規制の対象にしなきゃいけないというふうに思つております。

○坂田政府参考人 個人である売主が本法律案の販売業者等に該当するか否かの区別は、委員御指摘のとおり、営利目的であるか否か、反復継続的に同種の行為を行っているかどうかについて、その者の意思にかかわらず、客観的に判断されるものでございます。

個人である売主が本法律案の販売業者等に該当するか否かの区別が困難である場合も考え方を明らかにしてまいります。

その際には、ある程度幅を持つたものとせざるを得ないと考えられます。消費者を装う悪質な販売業者を捕捉できるよう、ものとする考え方を明らかにしてまいります。

○伊佐委員 今、審議官、ある程度幅を持つたものの、まあ、特商法自体が、営利の意思があるかどうかと、大量に反復継続で販売しているかどうかということなんですが、ここをあえてある程度の幅を持ってとおっしゃった意味をもう少し教えていただければ。

○坂田政府参考人 余り厳密に定義をいたしますと、そこを潜脱するような悪質事業者が出てくるということも懸念されるところでございます。そういうふうに踏まえて検討してまいりたいと

いうふうに思っております。

○伊佐委員 確かに、百万円以上の販売かというと、じゃ、九十九万円で抑えて、私はCですといふうような懸念もあるということかなというふうに思いました。

これはやはり難しいのは、逆もあって、隠れBじゃない逆の方もあると思つていまして、例えは、反復継続して販売しているんだけれども、極めて少額であつたりとかして、実質的にはCツーCのケースもあつて、だから、そうなるとCなので、情報開示しなさいと言われたとしても、これは法人の情報じやなくて、ある意味、個人情報になるので、この辺もどうするかというのも非常に悩ましいところかなと思つておりますので、そこもしつかり議論していただきたいというふう

に思っております。

○伊佐委員 デジタルプラットフォームに対し規制法体系を持つていると思いますが、恐らく、それぞれ凸凹もあって感覚も違います。このプラットフォームが、法人の所在も海外、サーバーも例えば海外という場合に、各國様々、いろいろな規制を、このデジタルプラットフォームに對して規制法体系を持つていると思いますが、恐らく、それぞれ凸凹もあって感覚も違います。この中で、海外のデジタルプラットフォームに対しても、危険商品が出品されたというふうに申出があつて、そうすると、内閣総理大臣はこの出品の削除を要請することになります。これが海外の場合にちゃんと実効性が確保できるのかという点も少し心配がありますが、この海外のプラットフォームに対しての実効性の確保について御答弁いただきたいと思います。

○坂田政府参考人 取引デジタルプラットフォーム提供者の所在地については、特に限定ではなく、事実上、我が国消費者が取引デジタルプラットフォームを利用して通信販売取引を行つてている限り、本法律の適用の対象になります。

そのため、海外の取引デジタルプラットフォーム提供者が問題となるような事案にもしっかりと対処していくとともに、必要な体制も確保してまいりたいと考えております。

○伊佐委員 供者であつても、要請に応じなかつたり、措置及び開示を行つていなければ、我が国の消費者が来るインバウンドが物すごい減つている、その中で、越境EC、国境を越える電子商取引というのがそこをカバーしているとも言えるんじやないかというふうに思つています。

それは、今、電子商取引、Eコマースが非常に伸びてまして、二〇二〇年の四月から十二月の統計で見ると、同期比で四二%増というふうになつています。今、日本に来るインバウンドがすごい減つている、その中で、越境EC、国境を越える電子商取引というのがそこをカバーしているとも言えるんじやないかというふうに思つています。

例えば中国は、世界のEコマースの、電子商取引の三分の二を取引している、三百一兆円です。その越境ECの相手は日本が一番です。中国の方が来てインバウンド消費するのが大体一・八兆円と言われていますが、越境で物を買うECも一・七兆円、ほぼ同じ額というふうに言われております。

これはやはり難しいのは、逆もあって、隠れBじゃない逆の方もあると思つていまして、例えは、反復継続して販売しているんだけれども、極めて少額であつたりとかして、実質的にはCツーCのケースもあつて、だから、そうなるとCなので、情報開示しなさいと言われたとしても、これは法人の情報じやなくて、ある意味、個人情報になるので、この辺もどうするかというのも非常に悩ましいところかなと思つておりますので、そこもしつかり議論していただきたいというふう

に思つております。

○伊佐委員 次に、これは素朴な疑問なんですが、海外のデジタルプラットフォームに効果があるのかどうかです。

○伊佐委員 まず、当然対象になるということと、あとは、どういう対応を、じゃ、そのプラットフォームがして、我が国消費者が利用する場としてサービスを提供しようとする限り、本法律の規律に沿つた取組がなされていくものと考えております。

○伊佐委員 まず、当然対象になるということと、あとは、どういう対応を、じゃ、そのプラットフォームがちゃんと対応してくれないといつて被害に遭つた、プラットフォームに情報開示をお願いしたけれども全然対応してくれないといった場合に、内閣総理大臣に対しても申出ができるということがあります。

○伊佐委員 これは、ほかの法体系、法律でも、例えば特定商取引法とか食品表示法でも同様の制度があり、同じように総理に對して申出ができるということがあります。

○伊佐委員 これは、ほかの法体系、法律でも、例えば特定商取引法とか食品表示法でも同様の制度がありますが、内閣府の長たる内閣総理大臣に申し出る、これが事務委任で消費者庁に落ちているんだというふうに思つておりますが、担当するのは、閣僚であれば井上大臣になるわけです。

○伊佐委員 これは、法令上は、申し出たら適当な措置を取るというふうになつております。どういう措置を、じゃ、取るのか。

逆に言えば、また、悪意を持つてこの申出制度を利用する、ビジネスを妨害するような方もいるかもしれませんといつて中で、大臣、このプラットフォームに関する申出を受けければ、こうした点も含めてしっかりと対応していただけるのか、大臣のお言葉をいただきたいと思います。

○井上国務大臣 消費者から申出があつた場合、消費者庁において、その申出について必要な調査を行い、本法律第四条の取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品停止等の要請の措置、消費者などに対する情報提供、他の法律に基づく行政処分などを機動的に行つてまいります。

そのため、消費者からの申出にしっかりと対応できるよう、府内の体制を整えるとともに、運用マニュアルを整備するなど、事務の効率化を図り、事務上の支障が生じないよう適切に対応してまいります。

○伊佐委員 ちょっと参考人質疑で一つ議論になつた点、一個だけ、もう一回消費者庁に確認し

たいと思いますが、悪質なレビュー、消費者を誘導するような、いわゆるステルスマーケティングであつたりとか、今、代行業者とかコンサルタントまであって、自分の商品の価値を不当に高めようとしているというビジネスがあるという話ですが、こうした実態、消費者序は今どのように把握して、認識をしているのか、伺いたいと思いま

す。

○坂田政府参考人 本法案は、デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会において検討されていた多岐にわたる課題のうち、最優先課題への対応を図るものでございます。

悪質なレビューの問題など、残された検討課題については、同検討会報告書では、今後、実態調査等を進めた上で、いかなる主体に対してどのような規律を設けることが消費者の安全、安心確保のために実効的であるか等について検討すべきとされています。

消費者庁としては、消費生活相談や官民協議会での情報交換、申出など、様々なルートで寄せられる情報を基に実態を把握しつつ、鋭意検討を進めています。

○伊佐委員 これは、今後の課題、積み残した課題というふうに認識をしておりますので、引き続き議論していただきたいというふうに思つております。

最後、大臣に質問させていただきます。

今回、消費者団体の代表の方も参考人質疑に来ていただいて、そこでも、私の方からも伺った消費者の啓発、教育、こういったことをしっかりと支援をしてほしいというようなお話をありました。

多くの消費者というのは、デジタルプラットフォーマーというのを信頼して買物しているんだというふうに思います。恐らく、販売者の信用性だつて多分調査しているんじやないかと思つて買物されていると思うんです。トラブルがあつたら、相談したり、救済してくれるんじやないかと

ます。

そういう意味では、とりわけデジタルとかインターネットに慣れない方々というのはより脆弱性が高いというような中で、今、デジタル化を国として全体として進めていく中でも、誰一人取り残さないというのが一つのキーワードだというふうに思つております。

そういう意味では、啓発、教育というのが非常に重要だというふうに思つておりますが、最後に、消費者教育の重要性の認識、また、今後どのように取り組んでいくのかについて、大臣に伺いたいと思います。

○井上国務大臣 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、社会のデジタル化は生活の豊かさや質

の向上をもたらすものである一方、デジタルサービスの広がりに起因する消費者被害のリスクもあります。

そのため、デジタルサービスの仕組みや

リスクを正しく理解し、賢い消費者として自立する

ことを支援するための消費者教育がますます重

要になっております。

消費者庁では、昨年十一月に、消費者教育推進

会議の下に社会のデジタル化に対応した消費者教

育に関する分科会を立ち上げ、デジタル化に対応

した消費者教育についても議論を進めています。

今後、分科会の取りまとめなども踏まえ、消費者

生活相談員など地域で活動する消費者教育の担い

手に対する支援、育成や、一人デジタル化に取

り残さない観点からの高齢者向け消費者教育への

支援などに取り組んでまいります。

○伊佐委員 大臣の御決意を伺いました。

これは本当に、この問題というのは世代が広いので、特定の世代じゃありません、子供たちが才

のオンラインで高額課金をしてしまうとか、高齢者の

皆さんがキャッシュレス決済でいろいろなトラブル

に遭うとか、様々ありますので、是非広い世代

で進めていただきたいというふうに思います。

○坂田政府参考人 委員御指摘のとおり、含まれるということござります。

○尾辻委員 そうすると、どこまで広がるのかと

いうことなんですかけれども、私、お話を聞いてい

て思ったのが、これはもしかしたらウバーアイ

ツなんかも入つてくるのかなという感じがする

终わります。ありがとうございました。

○永岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党の尾辻かな子です。

今日は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案について質問をしてまいりたいと思います。

何よりこの法案は、この名称のとおり、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益が保護されなければならないと思っております。

最近やはりインターネット通販による消費者トラブル、二〇一九年で二十二・六万件、二〇二〇年、昨年はコロナの流行もありますから更にこの件数が増加をしております。こうしたインターネ

ット通販等によるトラブルを解決できるような法案になつてているのか、このような視点で順次お聞きをしてまいりたいと思います。

まず、今回、対象となる取引デジタルプラット

フォームにより提供される場において販売業者

に対する通信販売契約の申込み等を行うことができるもの、すなわち、オンラインモールやオーク

ションサイトなど、通信販売取引が行われるイン

ターネット上の場を指します。

委員御指摘の出前などのサイトが対象となるか

どうかにつきましては、基本的には、まず第一に、販売業者等が特定商取引法上の通信販売業者

に該当するかどうか、第二に、当該サイトにおい

て商品の売買契約や有償の役務提供契約の申込み

が行われるかどうかによって判断されることとな

ります。

○尾辻委員 ということは、私これは質問通告も

入れていますので、ウーバーイーツや出前館はB

Cの取引デジタルプラットフォームに当たる

のかどうかということに、イエスかノーでお答えください。

○坂田政府参考人 お答えいたします。

個別のケースについては、それを個々見てみな

いと、先ほど申し上げたとおり、デジタルプラッ

トフォームにより提供される場において販売業者

に對して通信販売契約の申込み等を行つことがで

きるものかどうかというところで判断をさせてい

ただければというふうに思います。

○尾辻委員 私は、今回、ちゃんと例示をして、

この業者が入るかどうかというのを聞いたはずで

す。ちゃんと文書でやっておりますから、それ

で、なるかならないかをここでお答えできないと

いうのは、これでは審議にならないと思います。

お答えください。

す、この商品。本当にこの商品を止められるんでしょうか。消費者にとっては、速やかに危険な商品は止めていただきたいんです。本当にこれを止められるんでしょうか。

○坂田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の点につきましては、注意喚起等、消費者が持っている様な仕組みがございますので、そういうものの活用しながら、消費者に届く情報提供をしてまいりたいというふうに思っております。

○尾辻委員 ちょっとと表示の問題に行きたいと思うんですけれども、板倉参考人から、先週の参考人質疑で、商品等の出品の停止等に係る要請に関して、非表示も表示に含めるのか、非表示であることを全体として勘案して表示であると言えるのか、いずれかの解釈が確認されるべきとの意見がありました。

この規定を見ると、著しく事実と相違する表示、著しく優良、有利と誤認させる表示が要件となつてあるわけですから、商品の安全性の判断に資する事項を表示しないような非表示も含むものであるのかということについて確認をいたしました。

○坂田政府参考人 お答えいたします。

本法案第四条第一項第一号の表示と言えるかどうかは、表示上の特定の文章、図表、写真等のみから消費者が受けた印象、認識により判断されるのではなく、表示全体から消費者が受けた印象、認識により判断されます。つまり、明示的に表示された事項の内容がそれだけを見れば真実であるとしても、販売業者等が消費者にとってデメリットとなる事項を適切に表示しないことにより消費者を誤認させると認められる場合には、本法案第四条第一項の要請の対象となり得ます。

したがって、例えば、商品の安全性の判断に関する事項等を表示しないような、いわゆる非表示によって消費者が誤認する場合も、本法案に基づく要請の対象に含まれることとなります。以上の点につきましては、今後、解釈指針等で

明らかにしてまいりたいと考えております。

○尾辻委員 添付の資料につけさせていただきましたけれども、例えばライフジャケットなんかでいうふうに安全第一と書かれて、国交省基準のテストを使用していると書かれていたかというと、樂天さんだつたんですね。そこには、結局、こ

も、それは結局どこで売られていたかというと、樂天さんだつたんですね。そこには、結局、こ

ういうふうに安全第一と書かれて、国交省基準のテストを使用していると書かれていたかというと、樂天さんだつたんですね。そこには、結局、こ

れをいち早く止めなければいけない。これをいち早く止めるためには、やはり取引デジタルプラットフォームが出品を停止しなければ、これはできないと思うんです。それが本当に要請で可能なかつたということなんですね。

実は、強制力のある仕組みの方が、取引デジタルプラットフォームが出品停止を行なうことができるか実態把握に努めるとともに、必要に応じて、更なる実効性の確保について、法改正も含めて検討を行なっています。

○尾辻委員 その検討は三年後の見直しといふことになっておりますけれども、デジタルプラットフォームの世界というのはめちゃくちゃスピードが速いのですから、三年を待たずに、ちゃんと行政が判断してくれることが重要と意見をされていました。

今、ちょっとと答弁の中で、法改正を伴う検討をするというふうにはお答えいただけていない。要請でうまいこといかないとき、実効性がないときは、法改正も含めて検討していただきたいと思いますが、済みません、ちょっとこのことは大臣にお聞きしても大丈夫でしょうか。（発言する者あり）

○永岡委員長 時間を止めてください。
〔速記中止〕

○井上国務大臣 意見は、行政が取引デジタルプラットフォーム提携者に対し強制力を有することを求めるものではなく、取引デジタルプラットフォーム提供者が、販売業者等との間の契約上の関係を越えて、販売

業者等に対し出品停止等を強制し得ることを求めれる趣旨のものであつたと承知しております。

本法律案の要請は、商品等及び販売業者等を特定してなされる上、要請に係る措置を講じた取引デジタルプラットフォーム提供者について、当該措置により販売業者等に生じた損害を免責するごとにあります。

その上で、この要請につきましては、本法律案の施行後、要請に応じない事態が発生していないかどうか実態把握に努めるとともに、必要に応じて、更なる実効性の確保について、法改正も含めて検討を行なっています。

○尾辻委員 その検討は三年後の見直しといふことになっておりますけれども、デジタルプラットフォームの世界といふのはめちゃくちゃスピードが速いのですから、三年を待たずに、ちゃんと行政が判断してくれることが重要と意見をされていました。

今、ちょっとと大臣との距離が遠いですね。何か小さく見えますけれども。

まず、大臣、今回内閣が提出した取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案において、これは一番皆さんが質問されるところだと思うんですけども、Cツーピー取引は規制の対象外になつています。そのため、BによるCへの成り済ましが極めて重要なポイントの一つです。特に問題となるのは、マーケットプレース型とかそういうものよりも、オーケーションサイトで個人を装つて高額な商品の出店をしている業者などが特に問題になるんじゃないかなと私は思っています。

○吉田統委員 立憲民主党の吉田統彦でござります。

先日衆議院を通過しましたデジタル関連法案で、私も内閣委員会で質問させていただきました。その中で、私は、日本のデジタル利用の遅れ、特に、官公庁関係でSNSの利用がまだまだ進んでいないということ、その問題点を指摘させていただきました。また、国民の利益のために積極的にSNSの活用を進めていくべきだとも申し上げました。

一方で、企業のSNSなどのデジタルプラットフォームの利用による取引の拡大は非常に速いスピードで進んでいます。本来であれば、出品者に領収書の発行を請求できることになります。しかし、現在では、約款などによりこれを阻まれている例が多く見られます。例えばヤフーの場合、ホームページでは、ヤフーかんたん決済では領収書の発行を行つておりません、御自身でかんたん決済利用明細画面を印刷するなどして御対応くださいと

消費者も、また販売業者にも様々な不都合が生じているようにも感じます。

私も、インターネットで買物をすることが本当に多くなりました。また、インターネットオークションなども、私がアメリカに住んでいるときはイーベイをまさに利用しておりましたし、日本に帰国してからも、モバオクとかメルカリも一度ずつ利用したことがあります。最大手であると思われますヤフーオークションもしばしば利用することができます。

<p>もとより、領収書の発行義務は出品者にあります。ヤフー等にはないため、領収書の発行を求める場合には法的根拠はありません。しかし、取引の匿名性ゆえに、出品者の属性が分からず、出品者の責めに帰すべき事由、例えば「落札品が届かない」、品物が記載内容と違う等の取引のトラブルになるケースはよく見られます。</p> <p>ところが、一旦トラブルになつてしまふと、その匿名性のために相手の特定が非常に困難でして、デジタルプラットフォームに情報開示を求め、実際に被害救済を進めようとするとなると、手間も時間も費用もかなりかかつてしまつて、結局泣き寝入りするケースが少なくないと思われます。</p>
<p>このような事態を避けるために、例えば、一定金額以上の取引など、ある一定の要件をつくつて、Cツーセンの取引においても、例えば、領収書の発行を購入者が希望した場合には義務づける、そして、それをデジタルプラットフォームが利用者に周知徹底させるなど、有効な手があると思ひます。顔と顔を合わせない取引ですから、大臣、信頼関係を構築できる環境づくりが必要で、これは私が一例として挙げたもので、このような方策を取るとトラブルが減少すると思うんですよ。消費者庁の見解、大臣の御見解をお伺いいたします。</p> <p>○井上国務大臣 Cツーセン取引において、売主である消費者は対等の立場であり、買主保護を加重する規定は設けられておりません。このため、トラブル防止のために、売主、買主の双方に、取引の内容やプロセスについて十分注意する必要があります。</p> <p>また、フリマサイトやオークションサイトを利用したCツーセン取引においては、売主と買主がお互いの個人情報を知らせることがなく取引をすることができる匿名配送が広く利用されているなど、プライバシーへの配慮の必要性も大きいと承知をしております。</p> <p>○吉田(統)委員 大臣、お答えになつていませ</p>
<p>んが、そうなんですよ。匿名配送、大臣がおつしやつたように、かなりそういうものもあって、これはどうも、調べてみると、割と新しくできた制度みたいですね。それまでは、お互いに住所とか個人名、連絡先を公開し合つて取引していることが多かったそうです。最近になって、この匿名配送、まだここ数年じゃないですかね、そういう制度ができたんですが、基本的に、前はちゃんと個人名とかを、それが本当かどうかはまたちょっと分からぬところがあるんですけども、開示してやつていた。</p> <p>のは、言つた場合、発行の義務があるわけじゃないですか、大臣。これをちゃんとデジタルプラットフォーム側が、CだろうがBだろうが、領収書は求められた場合は出さなきゃいけないですよ、そりゃ、それをしっかりと周知徹底してやらせるだけでは私はこういったトラブルが絶対に減りますよということを、大臣、言つているんです。どうですか。</p> <p>○井上国務大臣 御指摘の点につきましては、プライバシーへの配慮、これも必要だと思っておりますので、慎重に対応していくことが必要だと考定だと承知しています。</p> <p>なお、民法第四百八十六条の受取証書、いわゆる領収書についての様式は特に定められておらず、氏名や住所等を記載する必要はないという規定だと承知しています。</p> <p>○吉田(統)委員 分かりました。</p>
<p>消費者庁さん、では審議官、ただ、領収書は発行することをデジタルプラットフォームが、ちゃんと求められた場合は出さなきゃ駄目ですよといふことを指導することは可能なんですね、現行、審議官。</p> <p>○坂田政府参考人 お答えいたします。</p> <p>委員御指摘の民法第四百八十六条の受取証書について、デジタルプラットフォームが、販売業者等に対して、例えば、過去に偽ブランド品を出品して販売していた通信販売業者十三事業者に対して、令和二年四月に、消費者庁として、特定商取引法違反を認定し、業務停止命令等の行政処分を行つております。</p> <p>なお、販売業者が特定できない等の理由により処分が困難な場合には、新法案に基づく利用停止の要請を行うことなどによつて消費者保護を図る</p> <p>うふうに思つております。</p> <p>○吉田(統)委員 大臣のお話を聞いていると、今回、買手保護の法律を作る中で、何となく売手側の立場に立つていらつしやるんじゃないかなと制度みたいですね。それまでは、お互いに住所とか個人名、連絡先を公開し合つて取引していることが多かったそうです。最近になって、この匿名配送、まだここ数年じゃないですかね、そういう制度ができたんですが、基本的に、前はちゃんと個人名とかを、それが本当かどうかはまたちょっと分からぬところがあるんですけども、開示してやつていました。</p> <p>次に、では、先ほど申し上げた高額商品取引などは、言つた場合、発行の義務があるわけじゃないですか、大臣。これをちゃんとデジタルプラットフォーム側が、CだろうがBだろうが、領収書は求められた場合は出さなきゃいけないですよ、そりゃ、それをしっかりと周知徹底してやらせるだけでは私はこういったトラブルが絶対に減りますよということを、大臣、言つているんです。どうですか。</p> <p>○吉田(統)委員 御指摘の点につきましては、プライバシーへの配慮、これも必要だと思っておりますので、慎重に対応していくことが必要だと考定だと承知しています。</p> <p>お節の場合は景品表示法違反で改善を求める措置命令が出されたと承知していますが、これは、たまたま全国的なニュースになつたので、翌年以降は被害を聞かなくなつただけだと思いますよ。</p> <p>通常の場合、やはり措置命令だけでは十分とは言えません。こういった場合、偽物などに気づいた時点から適切に、遡つて刑事罰を適用して处罚できるようにする必要があると思いますが、大臣、いかがでしょうか。</p> <p>○井上国務大臣 デジタルプラットフォームを介したネット通販を含む通信販売については、特定商取引法に基づいて行政処分や刑事罰の対象となつております。</p> <p>実際、大手デジタルプラットフォーム事業者が提供するオンラインマーケットプレースにおいて、例えは、過去に偽ブランド品を出品して販売していた通信販売業者十三事業者に対して、令和二年四月に、消費者庁として、特定商取引法違反を認定し、業務停止命令等の行政処分を行つております。</p> <p>なお、販売業者が特定できない等の理由により処分が困難な場合には、新法案に基づく利用停止の要請を行うことなどによつて消費者保護を図る</p> <p>こととしております。</p> <p>今後とも、特定商取引法に違反する行為に対しても迅速かつ厳正に対処することに加え、新法案が成立した暁には、新法案に基づく制度を活用すること等により適切に対応してまいります。</p> <p>○吉田(統)委員 大臣、ありがとうございます。</p> <p>大臣、犯人というか被疑者が分からなかつた場合ということを今おつしやられた、答弁。それはどうして分からなかつたかということを、大臣じゃなくても、審議官でもいいですから、ちょっと教えていただけますか。どういうケースでそしたらお答えいただきました。</p> <p>次に、では、先ほど申し上げた高額商品取引などは、偽ブランド品や偽物の販売が多いと思います。ネットオーナー・ショppingとかネット通販などで購入するときは現物を確認できませんね。現物が送られてきた後で気づく場合が多い。数年前に発生したグルーポンを利用したお節のネット販売などは、お節そのものは送られてきたけれども、そのクオリティが非常に、見本に到底及ばなかつた。フェイク販売とこれも言つてもいいと思います。お節の場合は景品表示法違反で改善を求める措置命令が出されたと承知していますが、これは、たまたま全国的なニュースになつたので、翌年以降は被害を聞かなくなつただけだと思いますよ。</p> <p>個別事案につきましては、法執行の関係でございますので、お答えを差し控えさせていただきました。お節の場合は景品表示法違反で改善を求める措置命令が出されたと承知していますが、これは、たまたま全国的なニュースになつたので、翌年以降は被害を聞かなくなつただけだと思いますよ。</p> <p>○坂田政府参考人 お答えいたします。</p> <p>個別事案につきましては、法執行の関係でございますので、お答えを差し控えさせていただきました。お節の場合は景品表示法違反で改善を求める措置命令が出されたと承知していますが、これは、たまたま全国的なニュースになつたので、翌年以降は被害を聞かなくなつただけだと思いますよ。</p> <p>○吉田(統)委員 個別事案じゃないですよ、例示してくればいいんですよ。何を言つてているんですか。何が原因でと聞いた。個別事案なんか聞いてるわけじゃないでしょ。</p> <p>○吉田(統)委員 個別事案につきましては、法執行の関係でございますので、お答えを差し控えさせていただきました。お節の場合は景品表示法違反で改善を求める措置命令が出されたと承知していますが、これは、たまたま全国的なニュースになつたので、翌年以降は被害を聞かなくなつただけだと思いますよ。</p> <p>○坂田政府参考人 お答えいたします。</p> <p>個別事案につきましては、法執行の関係でございますので、お答えを差し控えさせていただきました。お節の場合は景品表示法違反で改善を求める措置命令が出されたと承知していますが、これは、たまたま全国的なニュースになつたので、翌年以降は被害を聞かなくなつただけだと思いますよ。</p> <p>○吉田(統)委員 表示内容が虚偽といった場合ですか。そういふ場合は、もちろん、ちゃんと答弁を聞いてください。どういうケースでという例示をしてください。どういうふうに思つております。</p> <p>○吉田(統)委員 個別事案じゃないですよ、例示してくればいいんですよ。何を言つてているんですか。何が原因でと聞いた。個別事案なんか聞いてるわけじゃないでしょ。</p> <p>○吉田(統)委員 最初からそういうふうに思つています。吉田(統)委員 聞こえない、もう一回」と呼ぶ偽ブランド品を出品していたというケースなど、表示内容が偽りだったというケースがそれに当たるうかと思いますが、実際、事業者が、販売業者等が間違つた住所等を登録していたという場合には特定できないということがあり得るということでございました。</p> <p>○吉田(統)委員 最初からそういうふうに思つています。吉田(統)委員 聞こえない、もう一回」と呼ぶ偽ブランド品を出品していたというケースなど、表示内容が偽りだったというケースがそれに当たるうかと思いますが、実際、事業者が、販売業者等が間違つた住所等を登録していたという場合には特定できないということがあり得るということでございました。</p> <p>○吉田(統)委員 いじやないですか、大臣の答弁に対して聞いていいんだから、大臣に恥をかかせちゃ駄目ですよ、本当に。</p>

おつしやいましたけれども、熱くなつちゃう人がいるわけですよ。その中で、今回も問題になつてゐる成り済ましがいつぱいいるんですよ。自動勤務システムで、売手が入札者に成り済ますケーファーなど、散見されるんですね。つまり、売手ないい売手の関係者が入札者に成り済まして、終了直前に少しだけ高い価格を入れて、それを繰り返す、落札価格のつり上げ工作をしていてる例がある。これはもう有名な話ですよ。

了時間を待つだけというときに、別の人には高値をつけられてしまい、かなりいらっしゃった。そこで、競争心が芽生え、ついつい熱くなってしまったので、更に高値で入札する、気がつけば予定外の高い価格で落札してしまったと。

言つてしまえば、冷たくそう空き放してしまえばそれでいいと思うんですけども、ただ、こうつた売手やその関係者による入札、これも成り済みにならぬわけですね。こういつたものも指導やデジタルプラットフォームによる自主規制などが必要とを考えますが、審議官、どうですか。

品者への対処については、関係者が共同して対処することとします。これが実現すれば、消費者庁もまたしては、不正行為の広がりや消費生活相談等の状況を注視するとともに、構成員からの提案があれば、官民協議会でも取り上げていくこととも検討してみたいとううふうに考えております。

○吉田(統委員) 締議官がおつしやるとおりで、ちゃんとやつてほしいんですけども、膨大な量をねら、終了時間をイーベイみたいに終わらせちゃうば、こういう問題は発生しなくなるわけですよ。つまり、システム上はね。システムエラーなんですよ、これはシステムエラー。ですから、私は、個別具体的なことを申し上げているんじゃなくて、そういうところ、一般論としてこういう問題が起こっているところに関しては、消費者庁がちゃんと対応していくたらどうかという話をしているんです。

ある場合に關しては、消費者庁はちゃんと指導された方がいい。だから、例えば、こういう延々と時間が延長していくシステムに関しては、今おっしゃった、サイトでも禁止されているような行為が起こる要因となり得るから是正したらどうかとか、そういうことを消費者庁が指導したらどうかという趣旨のことと言つてはいるわけですが、審議官、どうですか。

○坂田政府参考人 委員御指摘のことも踏まえまして、官民協議会の場等々で取り上げてまいりたいというふうに考えております。

○吉田(統委員) 審議官、ちゃんと取り上げて、しっかりと御検討いただくということでいいですね。うなづいていただければ結構です、そこで。はい。深くうなづいていただきました。ありがとうございました。

うございまます。

次に、もう少し。では、要は、本当に日本のオークションサイトは、全体的に見ていて、私は今回すごく調べたんですけども、知らないこと

がいっぱい出てきたんですが、取消し機能といいうのにも問題があるんですよ。

例えばヤフオク、例示しちやつて申し訳ないんだけれども、代表的なサイトですからお許しいただいて。出品者サイドは、出品取消しシステムを利用料五百五十円を払うことで、入札者がいても出品取消しができるシステムとなっているそうですが、一方、入札者による入札取消しに関しては、入札者が出品者に依頼し、出品者がその旨を承諾することで取消しができますが、実際に出品者が取消しを承諾するかどうかは出品者の判断にかかるでありますと。

消しを行なう売手や、あるいは入札者に成り済ました売手などが散見されるんですが、こうしたシステムに対しても、これは明らかに不公平な状況になつてはいるようなんですね。私も今回初めて知つたんですが、こういった部分に関しても、やはり消費者保護という観点からすると問題じやないですか。指導とか、大臣、行われませんか。

○井上國務大臣　個別の企業が提供するサービスの是非について、お答え申し上げることは適當でないことにについては既に申し上げたとおりであります。しかし、一般論として申し上げれば、出品者の場合、入札者とは異なり、商品の現物を用意する必要がある上に、商品の破損や紛失などにより、やむを得ず取引が不可能となる場合もあると考えています。

このように、出品者と入札者では事情が異なることを考えると、取消しのポリシーが異なることについて、一概に不合理であるとまでは言えないと認識しています。

○吉田(統)委員　かわいそうだと思いますよ。入札者は何らかの事情があつてもできなくて、売手の方はもう、破損したのかどうかも分かりません、何も明示せずにできちゃうわけですね。明らかに不公平。

だから、別に売手がいつでも取り消せる制度は構わないかもしれないけれども、では、買手の方

○坂田政府参考人 お答えいたします。
落札は契約そのものではございませんけれども、特定の出品者から特定の商品を購入することを希望して入札する以上、落札者となつた場合は取引の成立に向けて行動する一定の信義則上の義務を負うということでございますが、そういうふた誤った入札により利用者間のトラブルが相次ぐようであれば、消費者やオーネクションサイトの主催者に対して適切に注意喚起を行うといったことも考えてまいりたいというふうに思つております。

<p>ジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案等の枠組みも活用いたしまして、取引デジタルプラットフォーム提供者とも緊密に連携しながら、こうした成り済まし事業による消費者被害が発生しないよう、適切な取組を行ってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○吉田(総)委員 内容は分かるんですけれども、私が聞いたことには答えていませんよね、委員長。大丈夫ですかね。</p> <p>ちょっとともう少し聞いていきますけれども、今回の法案で規定される取引デジタルプラットフォームを利用する取引は通信販売ですね。とすると、特商法十五条の三の対象になつて、契約の申込みの撤回又は契約の解除が可能になることがあります。しかし、同条は販売業者が申込みの撤回又は解消の対象とされているために、BがCに成り済ますと同条の適用対象外になるという問題が生じますね。</p> <p>このような問題に対しても、じゃ、消費者庁は規制の必要についてどのようにお考えになつていていますかね。(発言する者あり)</p> <p>○永岡委員長 筆記を止めてください。</p> <p>○坂田審議官 「速記中止」</p> <p>○坂田政府参考人 お答えいたします。</p> <p>○永岡委員長 筆記を起こしてください。</p> <p>○永岡委員長 速記を起こしてください。</p> <p>○坂田審議官。 坂田審議官、恐れ入ります、時間でございますので、手短にお願いいたします。</p> <p>○吉田(総)委員 そうですね。時間が来ていますのでまとめますけれども、そうですよね、審議官。どうしてこれに答えがお詰まりになつちゃうんですね。この法案の審議、これだと採決とかできないですよね、こんな御答弁が続くようでは。だって、私が今確認したことつて……</p> <p>○永岡委員長 時間でございますので、手短にお願いいたします。</p> <p>○吉田(総)委員 ええ、終わりますけれども、まだ本当はちょっとあると思うんですけどね、止まっているので。</p> <p>○吉田(総)委員 ちゃんとしっかりとこれは対応してください。そして、もう少しちゃんと委員からの質問に的確な御答弁を最後にお願いしまして、終わらせていただきます。</p> <p>○吉田(総)委員 ありがとうございました。</p> <p>○永岡委員長 次に、堀越啓仁君。</p> <p>○堀越委員 立憲民主党の堀越啓仁でございます。</p> <p>今回は、デジタルプラットフォーム取引に関する消費者の利益の保護に関する法律案についての質疑でございますけれども、まず冒頭、先日行なっていただきました一般的な質問に対しても、大臣から</p>

○堀越委員 今お答えいただいたように、デジタルプラットフォーム事業に関しては、もうかなり急速にいろいろな進化を遂げているところでありますし、新たなビジネスも生まれてきていたりと、そこで、先ほど大臣の御答弁にあつたように、取引に不慣れな消費者というのは、これはいつ何でもいらっしゃると思いますし、コロナの渦中で利用者が増えているのは、これは今までオンラインでショッピングをされておられた方々だけではなく、世代を超えて、高齢な方々も、当然ですけれども、そういうものを利用されておられるというふうに思いますので、このデジタルプラットフォーム事業者にやはりその紛争解決の責務が私は求められるんだということがまず大前提で行われなければいけないというふうに思いました。

それと併せて、消費者教育ということも、エシカル消費、この間も質問させていただきましたけれども、この観点もやはり重要な要素になつてくるんだろうというふうには思つております。この辺りについて、ちょっとこの後質問をさせていただきたいと思います。

次に、消費者庁が開催したデジタル・プラット

フォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会で、今年の一月に取りまとめられた報告書において、「必要に応じて法令や指針を機動的に見直すことができるよう、消費者

庁においては、必要な人材の確保その他の組織体制の充実を図るべきである」とされております。

やはり組織体制の強化、必要人材の確保、これも喫緊の課題だと私は思つておりますし、先日行わされました参考人質疑の中でもそういった御指摘があつたところであるというふうに思つています。

仮に本法案が成立した際には、消費者庁は、指針案の策定であるとか利用停止等の要請、官民協議会の運営、消費者からの申出があつた案件の調査という業務を、また多く担うということになると思います。

○堀越委員 今お答えいたしましたように、デジタルプラットフォームは技術革新が激しい

分野で、消費者を取り巻く環境も急速に変化をしていますし、消費者問題も非常に多岐にわたるとい

う消費者庁、やはり組織体制の更なる拡充が私は必要だというふうに思つています。

そこで、この法案が成立した場合、消費者庁がどのような専門的な人材等を確保して組織体制を強化拡充していくのか、今後の見通しを伺いたい

と思います。

○高田政府参考人 お答えいたします。

消費者庁においては、従前より、多様な人材にその専門的な知識を生かして活躍いただいているところでございます。

本法案が成立した暁には、法の運用がしっかりとなされるとともに、適切に残された検討課題を検討できるよう、人事戦略という観点でも、より一層十分な対応をする必要があると理解しております。

そこで、人事交流、研修の充実、職員の採用など

の様々な手立てを活用して、組織として専門的な知識のある人材の確保に努めるほか、必要な体制の充実に取り組んでまいります。

○堀越委員 御答弁いただいたとおり、そのとおり

り進んでいくことを私もお願いをしたいと思いま

すが、消費者庁、ただでさえ、かなりの仕事量がある中で、極めて小さい省庁になつてしまつて

いるというふうに思っています。

消費者は国民の皆さん、国民は全てが消費者と

も言つていいわけですから、消費者に該当しない、完全自給自足でやっておられる方々とい

うのはほとんど国民の中にはいませんので、そ

ういった意味では、多くの国民の皆さんの権利をしつかり守るために消費者庁はもつと力をつけて

思つております。

そして、若干視点を変えて、先ほどの消費者教

育の点についてのお話になると思いますが、デジタルプラットフォーム事業者に消費者保護の取組の強化を求めるのは、当然必要だというふうに先ほどお話をさせていただいておりますが、やは

り利用者の側、消費者の側も、これを自ら

ラットフォーム上で取引を行う際には、必要な知識、情報、あるいは何かトラブルがあつた際、あ

るいは疑問があつた際の対応ですね、これを自ら

取得することもやはり重要であるというふうに思つております。これは、消費者の教育の啓発と教育というのが何よりも重要な点じゃないかと

いうふうに思つていいわけです。

消費者庁は、消費者のデジタル化への対応に関

する検討会を開催して、昨年の七月に、デジタル

プラットフォームを介した取引の利用者向けガイ

ドブックを作成するとともに、報告書を取りまとめております。

報告書には、デジタル化に対する消費者の向き合い方の視点も重要で、デジタル技術の円滑な社

会実装は消費生活の質の向上の観点からも是非後押すべきであり、消費者がデジタルサービス等

を賢く利用するため留意するべきことを分かりやすく発信し、伝える方策を考えなければいけないというふうに思っております。

そこで、伺いたいんですが、デジタル社会に対応した消費者教育の必要性について、消費者庁は

どのように認識しており、今後どのように取り組んでいくのか。あわせて、来年四月からの成年年

齢引下げを踏まえて、特に高校生等に関してはよ

り実践的な消費者教育は必須でありますし、さら

に、新しい生活様式として現在利用が拡大してい

る高齢者に対しても、同様に消費者教育は必要で

あるというふうに思つておりますので、今後の取

組について伺わせていただきたいと思います。

○片岡政府参考人 お答えいたします。

社会のデジタル化につきましては、生活の豊かさや質の向上をもたらすものである一方、デジタルサービスの広がりに起因する消費者被害のリスクもございます。そのため、デジタルサービスの

仕組みやリスクを正しく理解をし、賢い消費者として自立することを支援するための消費者教育

が、ますます重要な役割になつてきているというふうに認識しているところでございます。

消費者庁では、これまで、被害防止の観点から

注意喚起を行つてきているほか、現在、デジタル

取引サービスに関する最近の消費者トラブルの具体的な事例をまとめた高等学校、大学等向けの啓

發資料の作成も進めており、近日中に公表を予定

しているところでございます。

また、昨年十一月に、消費者教育推進会議の下

に社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会を立ち上げて、消費者が身につけること

が望ましい内容等について議論を行つていて

るところでおこなっており、この分科会の議論をも踏まえ

て、今後、若年者、高齢者等を対象とした消費者教育の推進にも引き続き取り組んでまいりたいと

いうふうに考えてございます。

そこで、伺いたいんですが、デジタル社会に対

応した消費者教育の必要性について、消費者庁は

どのように認識しており、今後どのように取り組んでいくのか。あわせて、来年四月からの成年年

齢引下げを踏まえて、特に高校生等に関してはよ

り実践的な消費者教育は必須でありますし、さら

に、新しい生活様式として現在利用が拡大してい

る高齢者に対しても、同様に消費者教育は必要で

あるというふうに思つておりますので、今後の取

組について伺わせていただきたいと思います。

○片岡政府参考人 お答えいたします。

高齢者等に向けましては、既に地方公共団体な

どでも高齢者向けの支援をしているところはござ

りますので、こういう取組の支援をさせていただ

いたり、あるいは、消費者庁の地方消費者行政強

化交付金の中で、高齢者向けの消費者教育についても取組を支援していくくというふうにしたいといふうに考えてございます。

買物難民という言葉が今増えてきている中で、オンラインを利用しての買物というのも、コミットされる方々、高齢な方々を中心にあるわけですね。

しかし、消費者トラブル等々も、当然でなければなりません。でも、巻き込まれやすくなるし、詐欺の対象になってしまふであるとか、そういったこともありますので、御高齢な方々は、詐欺に遭っていること自体に気づいていないという方々も調査の中ではあるというふうに確認をしておりますので、是非、消費者教育の観点からも、高齢者への対応策、これはやはり必要なんだろうというふうに思っています。

をかなり我々は使うようになつてきていますが、先日の参考人質疑の中でも、京都大学の経済学研究科の科長さんであります依田高典さんがおつしやつていましたけれども、配付された参考資料の中に、私はなるほどなというふうに思った言葉があり、フリーランチは存在しない、いわゆるそんなおいしい話なんというのはないんだよということが書かれておりました。その中で、一番最後の方の資料にありましたが、無料スッセージの真の価格は月六百三十八円だと。

今、フェイスブックやメッセンジャー、インスタグラム、ツイッター、いろいろなSNSツールがあつて、我々議員もそれらを使つてゐるわけですが、それでも、実際、その利用によつて、あれは無料で登録できて無料で使える。それは何かをやり対価として支払つてゐるから無料で使えるわけだ、そこはやはり個人情報を切り売りしているということにこれはつながつてゐるということです。

ながら便利さを得て、いるというこの価格を試算するところによると、個人の情報漏えいの実質価格は月四百九十九円、個人情報提供の実質価格は月百三十九円で、合わせれば六百三十八円といふになるわけですが、実際、無料とは言いつつ、それだけ、ある意味では、広告が出てきて、そこでターゲットに、自分で購買意欲をかき立てられるような広告を出してくる。そこでビジネスをしているという実際があるわけですね。

私も、完全に私ごとなんですけれども、今乗っている車が平成元年の車で、もう次は車検を通らないと言われているほろい車なんです。なので、ちょっと車を買わなきゃいけないなと思つて、グーグルで中古車を検索する。そうすると、フェイスブックのニュースフィードに車の中古車情報が載つてくるんですね。一回もフェイスブック上でそれを検索したことがないのに、そういうふうに広告が上がつてくる。そうすると、やはり、よさそうなものがあるとそこでタップするわけですよね。そうやって情報をいわゆるネットの世界では収集をして、それを利用してビジネスを行つている。

実際、フェイスブックでニュースフィードというのがありまして、それをばあつと検索していく、興味ある記事とか写真があると、びたつと指を止めるじゃないですか。あれでもA.I.は判断をして、この人はこういうものが興味があるんだなということで、次から新しいそれに関連した情報が入ってくるような仕組みというのが既にあるので、このビジネスの世界、デジタルプラットフォームも同様に、消費者側に対するメディアアリテラシーという、ちゃんとした適切な情報をしつかり把握できるのかどうかという教育というのは本当に重要なことだと思っています。

特に、これから、今、テレビを見ている時間がインターネットをする時間よりも短いという世代は、これはまだいいんですけれども、高齢な方々や、あるいは私たちから少し上の、四十代から少し上の世代の皆さんには、やはり、実はそういう

対応策が自分の中でも求められるという、それを知った上で利用するということが非常に重要な要素になってくると思うので、これは消費者庁も挙げて、是非取り組んでいただきたいと思います。私の友達で谷口貴久という環境活動家がいて、日本全体を回りながら今の気候危機の状態を伝えていた。その中で、今気候変動が起っているか起っていないか、これもメディアリテラシーの観点から、いや、気候変動なんか起っていないんだ、そういうことも情報としてはあつたたくさん出てくるんですね。しかし、その情報があつてはいる中で、自分が適切にその情報を処理して、客観的なデータに基づいて答えを導き出すことができます。これが非常に求められているんだと思うので、この谷口貴久というのは、メディアリテラシーを鍛えようという勉強会を開催していくつもりです。結構多くの人々、特に、私も三人の子育てをしていますが、子供たちにやはり受けたかったらいいなという勉強会で、実際、反響を得ていただけるわけですが、そういうところも本当に求められるということだと思います。

なので、消費者庁、是非、消費者教育、頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

しくお願ひいたします。
それでは、またちょっと戻りますが、やはり、
これもかなり多くの委員の皆さんから指摘がある
ように、CツーC取引における、いわゆる隠れR

の問題についてであります。本法案というのは、Bツーセン取引を対象としていて、Cツーセン取引は対象としていないというふうとでありますけれども、やはり現状の消費者トラブルの実態から考えても、非常に大きな私は欠陥を抱えているというふうに思っています。いわゆる先ほどから上がつてある隠れBも、判断する其標準というのが、消費者、販売業者、取引デジタルプラットフォーム提供者にとっても重要ななると考へております。

今現在、消費者庁の方ではそうした具体的な枠組みについて検討をしていかなければいけないと

いうことでの答弁がありましたが、重ねて私の方では質問をさせていただくことは差し控えさせていただきますが、ここをしっかりと聞いていかないと、また新たな被害を生むことになるし、消費者側も、それこそCもBも混乱するということにつながりかねないので、是非ここはしっかりと取

り組んでいただきたいと思います。

政処分をすることは当然ではありますか、ちょっと視点を変えて、私が関心を持つては近い年、シェアリングエコノミーというのが新たに

シネストとして注目が集まっています。このシェアリングエコノミーという、代表的なのは政府が今現在進めている民泊などが有名でありますけれども、もう一つ二つ、こう二つアレ

の
ウエルフェア、動物福祉”ということを言っている
んですが、その観点からでいうと、旅行や仕事で
ペットを預けなければいけないというときに、
ペットを預かってくれる身近なシェアリングエコ

ノミーというものもあるんですね。ドッグハギーと
いう団体の皆さんからもお話を伺わせていただい
たりしましたが、そういうサービスがあるんで
す。

そこで、今問題となつてゐるというか、要望として上がつてゐるのは、預かつてくれる個人ホストの方が反復継続的に業務を行つてゐる場合には、そういう方々も特定商取引法に基づいて自分

の本名や住所を表示しなくてはならないのかという問題点が指摘されております。これに対しても、シェアリングエコノミー協会の方は、「プラットフォーム事業者においてトラブルの防止・解決の

るために一定水準のサポート体制を整備しているような場合には、シェアリングサービスにおける提供者個人について特定商取引法上の氏名等表示義務を適用しないことを明確化して頂きたい。」と消費者庁に対してもう一度要望しています。

特定商取引法上の表示義務を個人が負う場合には、個人情報がさらされることとなり、このシェア

アーリングエコノミーに対する萎縮、そういういたことが懸念されているという観点からなんでしようと、シェアリングエコノミーを含めたCツーセン取引の発展が阻害されるんじやないかという側面もあるというふうに言われております。

そこで、今後、このような経済発展に資する新たなビジネス展開を阻害しないような観点からも、隠れBの事業者性を判断する必要性も出でてくると考えておりますが、消費者庁の見解を伺いたいと思います。

○坂田政府参考人 お答えいたします。

今後、消費者庁として、委員御指摘のとおり、デジタルプラットフォームは今後ともイノベーションを生む可能性のある成長市場であることを踏まえまして、新法案の施行に向けて、関係各方面の意見を聴取しつつ、事業者、非事業者の区別の考え方について具体的に整理するとともに、施行後も、官民協議会の場を活用し、情報交換や協議を通じて考え方の共有等を図っていくこととしたいと存じます。

○堀越委員 具体的に、整備、当然これはしなければいけないところだと思いますが、このシェアリングエコノミーの問題は、やはりシェアリングエコノミーの観点からすると、この隠れBに該当する事業者、個人事業者というのは、確かに反復継続的に行っている上で、更に信頼感を得ようとするならば、あえてそこは個人情報というか、しっかりと、例えばペットを預ける先を探すときに、どこの誰かも分からぬ人にお願いするといふことは基本的にはしないとは思うんですよ。なので、そこは、例えればそれでも反復継続的に利用されている個人の方がいるのであれば、それは、例えれば自分の仕事に責任を持つであるとか、そういうた観点からも個人情報を、名前を表示して、そしてしっかりと行つていくという力のベクトルは私は働くんじゃないかなというふうに思つておりますので、そういうた観点と、あとは、確かにシェアリングエコノミー協会がおつしやつてるように、プラットフォーム事業者においてト

ラブルの防止、解決のために一定水準のサポート体制を整備しているような場合には、個人情報について氏名等の表示義務を適用しないことというのも、私は双方向で進めていくべきなのではないかなどというふうに思つてます。

それには、Cツーセンの取引や隠れBの問題等々にも発展していくわけですが、やはり隠れBの具体的な整備というの、これは確実にやらなければいけないことだというふうに思います。

シェアリングエコノミー、これは私は環境の側面からも進めいかなければいけないことだと思

うんですね。個人一人人が物を何か有していなきやいけないという時代から、物をシェアする時代に今だんだんと変わってきております。そうすれば対するインパクトというの是最小限に抑えることができるということもあると思いますので、このシェアリングエコノミーの観点からすれば、こうした隠れBの事業者、事業者性を判断する必要性、これは確実にあるといふに思つておりますので、ここも、大変だとは思いますが、消費者

の力だとおもつて、どうか進めていただきたくというふうに思つています。それから、これも先ほどお話を出でているので重複してしまって大変恐縮なんですかども、取引デジタルプラットフォーム提供者は、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、措置を講ずるよう努めるものとされています。これは残念ながら努力義務といふふうになつてしまつてゐるわけです。

では、努力義務であったとしても、この自主的な取組を講じさせるために消費者庁は動かんきやいけない話だと思いますので、そのデジタルプラットフォーム提供者に對して、消費者庁はどのようになつてしまつてゐるわけですね。

では、努力義務であったとしても、この自主的な取組が出品されている場合には削除したり、対象製品が出品されている場合には削除したりするところ、それこそ、デジタルプラットフォーム、デジタルの世界というのは急速に物事が変化していきますから、その時代に合った法律に改正するということからいえば、法改正していくことの姿勢は、これは当然必要になると思いま

トフォーム提供者に課して施行していかないといけないと、うふうに思つてゐるわけですが、消費者庁が勧告や命令といった行政処分を行つていれば、そつすることで消費者が安心、安全に取引デジタルプラットフォームを利用できる環境が整つていいのではないかというふうに思つてます。

○坂田政府参考人 お答えいたします。

取引デジタルプラットフォーム提供者は講じた措置について開示するものとされており、努力義務であるものの、措置や開示を適切に行つてないデジタルプラットフォーム提供者は消費者から信頼を失うことになりかねることから、おのずと積極的な取組が行われるものと考えております。

消費者庁としては、例えは、官民協議会の場における議論などを通じて十分な取組が行われるるかどうかをしっかりと注視し、取引デジタルプラットフォーム提供者による取組が十分でないときは、消費者利益の保護を図る観点から、法改正を含め、所要の措置を講ずることを検討してまいります。

○堀越委員 まともにやつていいところは信頼を失つていくので淘汰されていきますよといふことなんだろうと思いますが、信頼を失うまでに被害を生む可能性だつて十分あるわけです。

また、法改正云々等は、これは時代が大きく変わつたり、それこそ、デジタルプラットフォーム、デジタルの世界というのは急速に物事が変化していきますから、その時代に合った法律に改正するということからいえば、法改正していくことの姿勢は、これは当然必要になると思いま

の観点で法整備を行わなければいけないといふことから考へると、やはりこの努力義務であるとか位置づけたところについては、まだまだ不十分な点があるのではないかなどいうふうに私たちを考えているところでありますので、ここに点についてはしつかり受け止めていただきたいというふうに思つております。

これも先ほど尾辻議員の方からもありましたけなつたときに、リコールが生じた商品については、すぐそれを回収したり、停止させたりということが、処置ができるわけですから、このCツーセン取引の中ではそれがやはり難しい部分といふのが出てくる。例として先ほど尾辻さんも挙げていましたけれども、浮かない救命道具みたいなのが普通に売られる、これは命に関わる大問題ですよ。

○堀越委員 例えばアメリカであれば、シートベルト、チャイルドシートの一部分でリコールがあつて交通事故が発生した場合には大きな裁判になつてしまつて、そういう状況もありますし、これは人の命に関わるということについては、Cツーセン取引であったとしても、リコールが出ているものなかどうなのかと、ということは、デジタルプラットフォーム業者にその是正がやはり求められるんだと思つています。

メルカリ等々については、リコール対象品の出品者や購入者を特定して注意喚起をしたり、対象製品が出品されている場合には削除したりするところ、それこそ、デジタルプラットフォーム、デジタルの世界というのは急速に物事が変化していきますから、その時代に合った法律に改正するということからいえば、法改正していくことの姿勢は、これは当然必要になると思いま

<p>危険な商品等が流通して消費者の被害が拡大することを防ぐために、今後、消費者庁としてはどのような取り組んでいくのか。先ほどからお話ししさせていただいているように、命の危険を生じるような製品もあります。このことについて消費者庁はどうのように対応していくのか、伺いたいと思います。</p> <p>○坂田政府参考人 お答えいたします。</p> <p>COTOC取引に限らず、危険な商品等の流通による消費者被害の拡大を防ぐことは重要な課題であると認識しております。</p> <p>そのため、各種の製品の規格基準等を所管する省庁において、安全の確保に向けた施策を推進しているところでございます。例えば、お尋ねのライフガイドであれば、国土交通省で用途に応じた適切な使用に関する取組を行つていると承知しております。</p> <p>また、消費者庁においても、定期的な事故情報の公表、リコール情報サイトにおける情報提供を通じ、御指摘のような危険な製品に関する情報を発信しております。</p> <p>これらの取組によりまして、危険な商品等の流通による消費者被害の防止を進めていきたいとうふうに考えております。</p> <p>○堀越委員 救命道具のことに関して言うと、私も、スタンダップパドル、SUPというのをやるので、湖や海や川なんかにボードで浮いていることがあるんですけども、そのときに救命道具を身に着けていなきゃいけないというものがありますから、製品を、例えばデジタルプラットフォームで見ていったりするわけですね。</p> <p>そうすると、日本のいわゆる法律上はこの基準で認められているんだけども、それよりも更に強力のものは日本の規格外になるわけであります。それは、はつきり言つて、アメリカの方から入ってくるような救命道具がそこで売られているわけですね。実際、それが一般的に割と出回っているんですね。</p> <p>その中には、効果があるのかないのか、これは</p>
<p>確かに、自分で判断してくれと言わればそろそろのかもしれませんけれども、はつきり明確にしてもらつた方が消費者としては分かりやすいというのも、これはやはりあると思いますので、COTOC取引の中で生じてくる危険な商品のものについては、もちろん、これはもう全てこうあるべきだというふうにかちつと決めるわけにはいかないという部分はあるとは思いますが、やはり具体的にしつかり取締りをしていただきないと、こういう問題というのは解決しないんじゃないかなというふうに思つております。</p> <p>時間的に最後の質問になつてしまふと思いませんが、いわゆる開示請求権の実効性についてになるんですですが、本法案において、消費者が損害賠償請求等を行うために、取引デジタルプラットフォーム提供者が所有している販売業者等の連絡先などを開示請求できる制度を、内閣府令で定める金額を超えるものに限り設けることとしております。</p> <p>昨年の四月、消費者庁が、アマゾンが提供するオンラインショッピングモールにおいて販売業者が偽ブランド品を本物であるかのように表示して販売していたことから、特定商取引法に基づいて行政処分を行おうとしたところ、成り済ましたり、身元情報を変更したり、身元の割り出せない決済手段等々、あらゆる手段を講じて逃げてしまつた。消費者庁も、これはあらゆる手段を行使して調査したんだと思いますけれども、身元調査できなかつたというような残念な例があります。</p> <p>今回、販売業者情報の開示請求権を設けたとし</p>
<p>ても、このような事態が私は発生してしまふんぢやないか、効果が薄いのではないかというふうに思つております。</p> <p>それを受けて、八月に、特定商取引法及び預託法の制度の在り方にに関する検討委員会報告書では、追跡可能性の確保をするために特定商取引法の見直しを含めた所要の方策を検討るべきであるというふうに言つていますが、この辺りについて、具体的にどのように対応していくのか、教えて</p> <p>○片桐政府参考人 お答えいたします。</p> <p>特定商取引法においては、通信販売を行う販売業者等は、広告に、その氏名、住所、電話番号などを表示する義務があり、違反した場合には、行政処分の対象となります。これらの表示義務は、デジタルプラットフォームを経由して行う通信販売についても及ぶものであります。</p> <p>御指摘の点については、政府部内で検討した結果、今国会に提出させていただいている特定商取引法等の改正法案におきまして、法執行権限を強化しているところでございます。</p> <p>消費者庁としては、こういった権限も用いて、引き続き厳正な執行を行つてまいりたいというふうに考えてございました。</p> <p>○堀越委員 質問を終わりますけれども、トレースができるように強化をお願いいたします。</p> <p>○永岡委員長 次に、畠野君枝君。</p>
<p>○畠野委員 日本共産党の畠野君枝です。</p> <p>取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案について伺います。</p> <p>○堀越委員 質問を終わりますけれども、トレースができるように強化をお願いいたします。</p> <p>○永岡委員長 次に、畠野君枝君。</p> <p>○畠野委員 大臣、お答えください。</p> <p>特定商取引法においては、取引デジタルプラットフォーム提供者は、何ら役割を負わない単なる場の提供者ではなく、場を利用して行われる取引の適正化と紛争の解決の促進に関し一定の役割を果たすべき立場にあります。本法律案は、このような認識に立つて、取引デジタルプラットフォーム提供者が果たすべき役割を定めるものです。</p> <p>○畠野委員 河上参考人からは、Yというオーナーが、これはつまりヤフーオークションのことですが、の御紹介がございまして、名古屋高裁は、利用者が詐欺等の被害に遭わないよう、犯罪的行為の内容、手口あるいは件数などを踏まえて、利用者に対して、時宜に即して、相応の注意喚起の措置を取るべき義務これを負うんだといふことを述べてくださいました。</p> <p>○畠野委員 第三条のデジタルプラットフォーム提供者の努力義務についてです。そこで、次に伺います。第三条のデジタルプラットフォーム提供者の努力義務についてです。通常のデジタルプラットフォーム提供者の中には、既に、販売業者との連絡や、苦情を受けた際の調査などを実施しているところも当然ございます。今求められているのは、いわゆる極悪層と呼ばれるデジタルプラットフォーム提供者への対策だと思います。努力義務では措置を講じない、自立的取組が促進されない悪質なデジタルプラットフォーム提供者です。</p> <p>本法案が広く網をかけて悪質事業者の抜け穴を</p>

塞ぐようなものにするには、この極悪層について直ちに実態把握、そして検討がなされるべきだと思ひます。

その点で、消費者利益の保護を十分に図るためには義務とするべきではないかと思ひますが、その点、いかがでしょうか。

○井上国務大臣 本法案の対象となる取引デジタルプラットフォームには、取引の対象、規模や態様において様々なものが含まれ、当事者同士の取引への関与も多様であります。消費者保護の観点から、規模や態様を問わず、幅広い取引デジタルプラットフォームを法の適用対象とする必要があるため、今般、努力義務を課すことにしました。

取引デジタルプラットフォーム提供者は講じた措置について開示するにござりまする、努力義務

措置について開示するものとされており、努力義務であるものの、措置や開示を適切に行っていたいデジタルプラットフォーム提供者は消費者から信頼を失うことになりかねないことから、おのずと積極的な取組が行われるものと考えておりま
す。

本法律案が成立した暁には、例えば官民協議会の場における議論などを通じて、十分な取組が行なわれているかどうかなど、取引デジタルプラットフォーム提供者の取組状況についての実態把握に努めてまいります。その上で、取引デジタルプラットフォーム提供者による取組が十分ではないときは、消費者利益の保護を図る観点から、所要の措置を講ずることを検討してまいります。

○畠野委員 依田参考人、板倉参考人、増田参考人からも含めて、この問題が言われてきたわけですね。自主的にやるところはいいんですけど、そういうことを、協議会にも出てこないでしょ
う、そういうところを直ちに対応する必要がある
う、そういうことを、それぞれ参考人の皆さんには懸念を有
され、訴えておられたということを申し上げたいと
思っています。

悪質なデジタルプラットフォーム提供者として、例えば、情報商材だけを扱うデジタルプラットフォーム提供者があります。情報商材という

はいろいろありますし、インターネットの通信販売を通じて、お金のもうけ方や異性にもてる方法など、様々なノウハウを提供すると称するものであります。国民生活センターのホームページでも、トラブルが多いと注意喚起がされております。

この悪質な商法というのは、メディアの中でも、もう十年以上も前から被害が問題になっています。こうした商法であることを知りながら、この販売業者を集めてデジタルプラットフォームを提供している、これは情報商材の商法に加担しているのと同じである。参考人質疑でも、板倉参考人からは、どう考へても、その存在を自体が極めて害悪であると厳しく指摘されておりました。

な
せ

か。悪質なデジタルプラットフォーム提供者に対する排除や処分をしてほしいという声が現場の相談からも寄せられているということです。この点について、勧告、命令、罰則は必要ではないませんか。いかがでしょうか。

○井上国務大臣 第三条の努力義務について、一部の取引デジタルプラットフォーム提供者の中には、今回の法案提出を前にして自主的な取組を進めるなど、既に先取りした動きが見られるところです。

1

供者という指摘がありましたが、取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務の取組状況については、官民協議会の場における議論などを通じて、十分な取組が行われているかどうか、しっかりと注視してまいります。

情報商材で、FXの、PIO-NETの話を、の間いたしました。二〇二〇年度でいつても、二〇二〇年十二月三十一日現在で相談件数が八百二

十八件で、前年同期四百七十四件に比べ三百五十五件、四件も増えているという紹介もいたしましたけれども、これは大問題になっているということです。

す。私が言つたのは、FXだけでこれだけの相談が来ているということです。増田参考人に伺いましたら、現場での対応は本当に大変だというお話をもされたところでございます。

松井議会
先ほどから言われている松井議会
座長に
先日来られた依田参考人です。そこでも議論になつたのが、危険商品の流通です。海外製モバイルバッテリーから発火した例、先ほどもお話をございました。これは自宅が全焼したという大変な事例です。

本法案
で

場合でも、販売業者が特定不能な場合に限っておられり、さらには、直ちに利用停止や出品削除をしなければならないではなくて、これらを要請することができるというものです。

要請しなく

本来はこれららの指摘が盛り込まれるべきですけれども、少なくとも表示について、確認です。安価でないということが書かれていないということは、参考人からも発言されました。危険な商品についても、何も問題ないということになるのではありますせんか。その結果、危険商品がそのまま流通して消費者被害が継続する可能性もある。これで果たして実効性があるのか懸念が大きい、こういうことが参考人の御意見もありました。

を捉えない、この条項は機能しないと思いま
す。つまり、書かれていないことは、つまり非表
示だということを含むものであるということを明

○井上国務大臣　本法案第四条第一項第一号の表
か。 らかにすべきではないでしょうか。いかがですか。

示と言えるかどうかは、表示上の特定の文章、図表、写真等のみから消費者が受けれる印象、認識により判断されるのではなく、表示全体から消費者が受けれる印象、認識により判断されます。つまり、明示的に表示された事項の内容がそれだけを見れば真実であるとしても、販売業者等が消費者にとってデメリットとなる事項を適切に表示したことにより消費者を誤認させるものと認められると場合によく云ふ所で、一頁の要旨の付表、三

る場合には、才法案第四条第一項の要請の対象となり得ます。

れ得ると考えて います。
○畠野委員 しっかりとそれも入れていく、含まれ
得るではなくて、含まれていくというふうにして
いただきたいと思います。

۱۷

○井上国務大臣 本法律案第四条の要請について
は、取引デジタルプラットフォーム提供者にとつて、危険商品等の表示に著しい虚偽、誤認表示がある商品等を排除することは、安全、安心な取引の場としての自身に対する信頼性を高めることにつながること、要請に応じた取引デジタルプラットフォーム提供者を免責する規定を設けていること、要請について公表できることとしていることから、消費者庁からの要請に応じていただけるものと考えております。

したがって、同条の要請の制度の実効性確保にべきではないかと思いますが、いかがですか。

われる通信販売取引において消費者保護がなされ
るよう、販売業者等と消費者との取引関係を支え
る者として一定の役割を果たすことを求めるもの
です。

起をした。セレブリックとトヨマルという会社です。約六億三千万円を売り上げた。一日三十分で月収プラス十万円を可能にするとうたつたが利益を上げた客は確認されていない、こういうこと

起きるというふうに思つております。」こういう御意見です。いかがですか。

○永岡委員長 午後一時二十九分開議

売主が非事業者である個人の場合、すなわち
ツーC取引の場となる場合には、売主である消費者
者と買主である消費者は対等の立場であることから、
本法案の対象に含めることはしておりません。

ですから、やはり、最初に申し上げたように、この間出ている大手のデジタルプラットフォームに対する信頼というのが国民の中にあるわけです。だから、そういうのを使って、もうかりりますよと、こういう悪質なものが出でてくるのですね。

経済のデジタル化を踏まえ、書面でなく電子メールなどにより必要な情報を受け取りたいという消費者のニーズにも応えるため、消費者の承諾を得た場合に限り、例外的に契約書面等の記載事項の電磁的方法による提供、例えば電子メールでの提供を可能とするものです。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。本日、大阪がついに千人を超えてしまうということだそうでございまして、本当に蔓延防止が機能していく必要があるかと思うんですが、店舗でお客様に帰つてもらうのが大変難しいということがあるので、学校のとき、下校の音楽というのがありまして、政府が、何か音楽を決めていただいて、営業時間が十分ぐらいになつた。

その上で、売主が非事業者の個人である場合の買主の保護の責任の在り方については、場の提供者が果たすべき役割と併せて、別途、更なる検討が必要と考えています。

で、みんなどうしようというので、この間も言いましたけれども、副業とかもうけ話とか、もうそれには頼らざるを得ないという消費者の実態があるわけです。これをしっかりと進めていく必要を求めるみたいです。

○ 畠野委員 井上大臣からはそういう御答弁しか
安の声が寄せられていることは承知しております。
消費者庁としては、消費者団体などの御意見も
十分に踏まえながら、決して消費者にとって不利
益になることがないよう、政省令、通達などの策
定過程において詳細な制度設計を慎重に行い、消
費者の利便性の向上や消費者保護の觀点から万全
を期してまいります。

らその音楽を流してくれというようなことをする
と、お客様は帰らなきやいけないなどいうふうに思
うんじゃないかなというふうに思いますので、是非検討していただきたいなと思います。ま
あ、これはちょっと余談でござります。

○坂田政府参考人 お答えいたします。

板倉参考人からは「一日弁連も反対の意見書を提出しておりますし、「元々の規制改革会議の議論は、要するにオンラインで全部完結する英会話の

いうことについては、それはせざるを得ないと思
いますね。

るんだろうなと思うんですけれども、そのためには、やはりこの法案が消費者にとって自らを守る武器になるんだということを認識してもらわなければならぬんだろうと思います。

とされております。

材のマルチみたいな、悪魔合体みたいなものがデジタルで全部できます。それに、成人年齢の引

利益と費用を慎重に比較考量することが求められ
ていて、よいところは伸ばし、悪いところは潰して
という今後の方針で、より慎重に臨んでいきたいと
思います。」というふうにおっしゃっているの
は、本当に大事だと思ひます。

取引がこの法案で守られているものに該当するのかどうかということが分かることが必要なんだと思うと思いますので、質問の前提としてちょっとと言葉の定義を確認させていただきたいと思うんですが、この条文の中には「取引業者」というのが出ていて、

慎重な対応を求めて、私の質問を終わりります。
ありがとうございました。
（拍手）

ますけれども、販売業者というのはどのように定義されているんでしようか。

す。これは業界で安く購入したものをアマゾンで高く売ることで利益が出るというもうけのノウハウを伝える情報商材を販売した二社に対しても、消費者庁が消費者安全法に基づき公表し、注意喚

売であるとか、それから成年年齢下げを目前にした若者に対する連鎖販売引については、このオンラインでの書面交付というは一番懸念されるところだと思います。相談現場で非常に混乱が

○永岡委員長 この際 暫時休憩いたします
午後零時十九分休憩

○**坂田政府参考人** お答えいたします
本法案の第二条第四項になりますが、「この法

タルプラットフォームを利用して商品若しくは特定権利(特定商取引に関する法律第二条第四項に規定する特定権利をいう。次条第一項第二号及び第四条第一項において同じ。)の販売又は役務の提供を行う場合におけるものを除く。)をいう。」とすることといたします。

○串田委員 先ほど冒頭で申し上げましたように、自ら消費者が、この法律は守ってくれるものかどうかとということで、販売業者と個人、今回は販売業者なんだ、Bツーセンなどということなんですねけれども、今ちょっと定義を聞いてもよく分からぬと思うんですね。普通、販売業者というのは営利の目的を持って反復継続して行う者といふふうにいふんですけれども、今言つた簡略的な説明でおおむね間違つていはないでしようか。

○坂田政府参考人 委員の御指摘のとおりでよろしいかと思います。

○串田委員　ここで云う當利の意思の當利といふのはどういう意味でしようか。
○坂田政府参考人 営利目的であるかということ
でございまます。反復継続的に同種の行為を行つて
いるかどうかといったところになろうかと思いま
す。

卷之三

○串田委員 今 利益を得るということでありま
要するに、何でこんな質問をしたかといいます
と、この法案は販売業者と消費者なんだ、消費者
対消費者は今回は入らないんだという説明を受け
ているわけですが、その販売業者というものの国
民のイメージが何かとすることなんですかけれど
も、そうしますと、営利の意思を持って反復継続
して販売した場合には、法人ではない個人もこれ
に該当するということで間違いありませんか。
○坂田政府参考人 そのとおりでござります。
○串田委員 先ほどメルカリの話が出ていました

けれども、メルカリというのは、使ったものとかいろいろなものを個人が販売しているんですけども、これで、営利を目的として反復継続してメルカリで出品する場合には販売業者に入るんですか。

○串田委員 ですから、一般的に、販売業者とうて、法人とか会社とか、こういうイメージがあると思うんですけれども、個人も、営利の目的を持つて、メルカリは有償ですからね、利益を得るわけですよ。そして、反復継続というのは一回こつきりじやなくて何回かメルカリに出店すれば、これは販売業者になるということになるのかなと、今の答えですと。

それで、プライバシーの権利で消費者対消費者を入れないという話がありましたが、これは、情

報を取得をする傾だけではなくて、自らの情報を収集されないと思う人間に、予想に反して個人情報を探し求められるということも、やはりこれは気をつけなきやいけないんだろうなというふうに思っています。そうすると、メルカリの中で、販売業者は情報を収集されるけれども、メルカリに出店している個人は情報を収集されないんだと思われてしまつても、実はあなたは販売業者なんだよ、そういうふうに認定されることもあるわけですよ。

メルカリを見ると、販売する個人も自分の自宅は知られたくないというような思いを持っている人はたくさんいるんですが、そこで、メルカリはどういうページを書いているかというと、らくらくメルカリ便を使うと双方の住所を知らせないでできますよというふうになつていています。そうすると、メルカリを利用する人は、出品者ですよ、出品者も、個人の情報は取得されないんだな、そして、販売業者と個人で、今回の法案はだななどというふうにこれを公表していくと、実は、かなりの人たちが販売業者に認定されて、情報を

○坂田政府参考人 情報開示の件につきましては、先生御指摘のとおり、個人事業者の場合は個人情報に当たるということもありますので、その点については御検討されていいるでしょうか。

○串田委員 政府は簡単に個人事業者の場合はどう言うんですけれども、自らが個人事業者だとは思っていないから私は申し上げているのであって、メリカリというのは、たくさんの人たちが利用していて、そして、一回こつきりということではなくて、何回も使っている人が私は結構多いと思うんですよ。そういう人はみんな、販売業者に該当する可能性が非常に高いから、そのときに、情報を開示しろと言わされたら、そんなつもりはないからたというトラブルが発生するのではないかということを私は懸念しています。個人事業者とか個人事業主と思つていいないんじやないかなと。ですから、相当この法案ができる後の一ヶ月にしては気をつけていただきたいというか、そういうDPFに関してもしつかりと告知をしていただいいて、勘違いが起きないようなことを業者にも入れをしていただきたいというふうに思つております。

ところで、出品業者が虚偽の連絡先を掲載する

○坂田政府参考人 お答えいたします。
販売業者等は、取引デジタルプラットフォームを利用して販売する場合であつても特定商取引法上の表示義務を負うことから、名称や住所、連絡先等に偽りの表示をした場合には指示や業務停止命令といった行政処分の対象となります。同法に違反する行為に対しでは、引き続き、迅速かつ厳正に対処してまいりたいと考えております。
また、本法律案では、新たに、取引デジタルプラットフォームの提供者は、自らが提供する場に

身元を隠したり偽ったりする販売業者等が参入することを防ぐため、必要な措置を講じるとともに、講じた措置について開示するものとされております。これらは努力義務であるものの、措置や開示を行っていないデジタルプラットフォーム提供者は消費者から信頼を失うことになります。

りかねないことから、おのずと積極的な取組が行われるものと考えております。

さらに、本法律案が成立した暁には、例えば官民協議会の場における議論などを通じて、十分な取組が行われるかどうかをしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○串田委員 情報開示するに当たつて、DPEに関しては虚偽であるかどうかというのはなかなか分からないと思うんですけども、取りあえず、開示をするということでこの法案に関してはプラットフォーマーはその責任を免れるという理解でよろしいんですか。それとも、虚偽であるということに関しては、真正なものであるということを開示することの責任というものがDPEにあるという理解でよろしいんでしょうか。

○坂田政府参考人 本法案の第五条に基づく開示請求は、取引デジタルプラットフォーム提供者が保有する販売業者等情報について認められるものであり、取引デジタルプラットフォーム提供者は、自らがその時点で保有する販売業者等情報を開示すれば足りることになります。

仮に取引デジタルプラットフォーム提供者が本法案第五条に基づき開示した販売業者等情報が虚偽であった場合、その時点でほかに販売業者等情報を開示していないければ、第五条に基づく開示義務に違反することにはなりません。

しかしながら、消費者が虚偽の情報のために販売業者等と連絡が取れないとなれば、当該販売業者等の身元を確認する必要があるものとして、当該取引デジタルプラットフォーム提供者は、本法案第三条第一項第三号に基づき、身元確認のための情報提供を求めることがあります。

一方で、開示された情報が虚偽であつて販売業

者等と連絡を取ることができない消費者は、取引デジタルプラットフォーム提供者が身元確認の結果、販売業者等に関する真正な情報を取得したのであれば、改めて販売業者等情報の開示請求をすることが可能となります。

○串田委員 今、虚偽の質問をさせていただいたんですが、場合によつては、虚偽ではない、だけれども電話が全くつながらない、よく、混み合つていて電話がつながりませんというアナウンスがあつて、しばらく、いつまでたつてもつながらない場合があるかと思うんですが、こういう、どの程度で連絡がつくような状況になるのかというの

は、ある程度ガイダンスみたいなのがないと、虚偽ではないから示したんだというだけ、その連絡を受けないことがあると得るのではない

か。何か、連絡が取れた場合には必ずそれに応対をするような結果が担保されないと、虚偽でないものだけを掲示するだけになつてしまふのではないかと思うんですが、その点についていかがお考えでしようか。

○坂田政府参考人 本法案の第三条第一項第一号では、取引デジタルプラットフォームの努力義務

として、「当該取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引について、消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようするための措置を講ずること。」といふ

うにされておりますので、委員御指摘の点につきましては、第一号の努力義務として取引デジタルプラットフォーム事業者が果たさなければいけないものというふうに考えております。

○串田委員 今、まとめますと、虚偽であつた場合にも、そして連絡がなかなか取れない場合にも、D.P.F.の方がある程度その点についてしっかりと対応していかなければならないという法条であるということなんですね。

ところで、この条文の中で、苦情を寄せられた場合と書いてありますが、この苦情というのは、どういう場合であると開示をしなければならない

という要件になるんでしょうか。

○坂田政府参考人 お答えいたします。

消費者による販売業者等情報の開示の請求が本法案第五条に基づく適法な開示請求と認められる場合には、第五条第一項本文及び第二項の要件を満たし、かつ第五条第一項ただし書の不正の目的によらないものである要件がございます。そのためには、第五条第一項ただし書の不正の目的

られたとしても、当該苦情の申入れが第五条の要件を満たすものでない限り、取引デジタルプラットフォーム提供者は販売業者等情報を開示すべき義務は発生いたしません。

なお、消費者の販売業者等に関する苦情が販売条件や役務の提供条件の表示に関する苦情である場合には、取引デジタルプラットフォーム提供者は、第三条第一項第二号に基づいて、当該苦情に係る調査その他の表示の適正確保のために必要となる認める措置を講じることとなります。

○串田委員 今、まとめますと、条文上、苦情といふ非常に抽象的な概念になつていてるのでお聞きをしているんですけど、表示に関しては明確な対応があります。ただ、不正な目的といふのはどういう場合に

は、不正当な目的といふように今御指摘されたんですけど、不正な目的といふのはどういう場合でありますか。

○坂田政府参考人 例えば、個人の事業者を不当に陥れる目的で情報開示を請求するような場合でございます。

○串田委員 そうしますと、そういうことを立証するのも非常に問題でしようから、消費者が何らかのクレーム、日常用語で言うとクレームがあつた場合には、一般的には情報を開示するということになるという理解でよろしいですか。ここは、

お答えいただきたいと思います。

○坂田政府参考人 お答えいたしました。

第五条では、まさしく、消費者が売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権行使するためによつたトラブルが起きやすいと思うので、明確に

といった限定がついております。

さらに、そういう行使のために、当該販売業者等の氏名ですかと名称、住所その他の当該債権の行使に必要な販売業者等に関する情報として内閣府令で定めるものの確認を必要とする場合に限りといった限定がついておりますし、さらに、第

二項では、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁記録を提出し、又は提供しなければならないと規定しております。そのためには情報の確認をなつておりますし、その第一号では情報の確認を必要とする理由、それから第二号としてその販売業者等の情報の項目、第三号で不正の目的のために利用しないことを誓約する旨といった文書等を提出する必要があります。

○串田委員 今、そうしますと、情報を求めるときには、何らかの書面をもつて、それを情報開示してもらうためにはこういう理由が必要なんだとか、そういうものが必要になつてきて、その中で不正な目的でないということが消極的な理由として入っているのかなども思つんでけれども、そういう理解でよろしいんですか。

○坂田政府参考人 御指摘のとおりでございます。具体的に言えば、何らかの、当該商品に対する欠陥とかあるいは問題点とかというのも指摘していかないといけないという理解なんですか。

○坂田委員 開示をするときの理由というのは、具体的に申上げましたけれども、売買契約又は役務提供契約に係る自己の債権といふことでございまますので、例えば商品を使っていて何かをしたことがありますので、例えば商品を使つていけばをしたところができないようにするための措置を講ずること。」ということをございますので、その具体的な内容については指針で定めますが、先生御指摘のように商品が販売業者等と円滑に連絡する

うな点についても当然関係してくるかというふうに思います。

○串田委員 実際は運用の中でも蓄積していくしかないのかなと思うんですけど、この法案ができた後、どういうことによって開示できるのかどうかというの

がかかるので解約しにくくなるた。その中で、解約という問題がネットで出でてくるときに、解約だけは、ネットだとメールではできなくて、電話でしてくださいというのもあるんですね。これはどういう事情なのか。まあ、いろいろトラブルが起きないようにという趣旨なのか、電話をするというのはかなり精神的にプレッシャーがかかるので解約しにくくなるた。その中で、解約ができないというよなことというのは、これは、この法案との関係ではどのように対応したらよろしいでしょうか。されども、電話でしか解約ができないというよなこと、これは、この法規との関係ではどのように対応したらよろしいでしょうか。

○坂田政府参考人 先ほど第三条の第一項第一号について御紹介いたしましたが、「プラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引について、消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようするための措置を講ずること。」と。このことございますので、その具体的な内容については指針で定めますが、先生御指摘の

かというふうに思います。

○串田委員 実際は運用の中でも蓄積していくしかないのかなと思うんですけど、この法案ができる後、どういうことによって開示できるのかどうかというの

がかかるので、マイクに向かつてもう一度。○串田委員 済みません、最後がちょっと聞こえなかつたので、マイクに向かつてもう一度。○坂田政府参考人 先生御指摘の点については、指針で具体的に努力義務について定めるということござりますので、その際に、当然、先生が御指摘されたような点についても指針で関係してくるものというふうに考えております。

○串田委員 ネット上で契約をすることによって、常に重きを置いていたのであれば、契約を終了するときにも同じ手続で行わせると、いうことが私はやはり基本なのではないかなと。障害者の方もいらっしゃいますので、電話でしかできないといふようなのはやはりこれはおかしいんじゃないか、申込みをするのがネットでできるんだつたら終了するのもネットでできないと、そのときだけは話をしないとできないといふのは私はおかしいんじやないかなと思うので、その部分もしつかりと対応していただきたいなと思います。

ところで、依田参考人に質問をさせていただきます。

○串田委員 質疑時間が終わりました。このように、紙をこうやって送つていただくのも當業で大変いいかと思うんですが、終了の音楽の方がまろやかじゃないかななど思いますので、御検討いただきたいと思います。

者が特定できず紛争解決が困難となるといった消費者トラブルも発生しております。

例えば、消費生活相談におけるインターネットを通販が占める割合は、二〇一九年には約二十万件と、全体の二割を超えてます。そのうち、オン

れているものが存在すること、また、本法律案の取引デジタルプラットフォームとは、サービスの一形態でございます。必ずしも取引デジタルプラットフォームの提供を専業としているなくとも、様々な事業者がこれを提供し得るものであること

○永岡委員長 次に、井上一徳君。
○井上(一)委員 国民民主党・無所属クラブの井
上一徳です。

本日は、取引デジタルプラットフォームに関する法案について質問をさせていただきたいと思います。

は、商品が届かない、模造品であつたなどの売主の債務不履行に関する相談や、発火、発煙した充電器や電化製品などの事故のおそれがある出品に関する相談、売主と連絡が取れないなどの事例が見られます。

とは残念ながら困難でござります。
○井上(二)委員 できれば、イメージしやすいよう
うに、大体何百社とか何千社、そういった答弁も
していただきたいかというふうにお伝えしたんだ
すけれども、それもなかなか難しいというぐら
い堀野が広がっているということだと思います。

ました。大変貴重な御意見をいただいたんです
が、行動経済学から見れば、プラットフォーマー
と消費者との間には圧倒的な差があるということ
でございました。そこで、大臣、この差を補う手
段と/orはこの法案でどのようにこなしてござ
いました。

先週の金曜日に、依田参考人、河上参考人、板倉参考人、増田参考人から大変貴重な意見を伺いました、基本的にはそれを基に議論をしたいと思います。

供者である取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、消費者保護のために必要な措置等を実施することを求めるほか、危険商品の排除等に關し、内閣総理大臣が要請する仕組み等を設けることとするものであります。

これはもう質疑の中でも出たかと思いますけれども、Cツーセンですね。今回の法案では、売主が事業者である場合を対象としておりますけれども、売主が消費者である場合には対象となつていい。メルカリなど、フリマアプリを介した取引

○井上国務大臣 御指摘のとおり、事業者である取引デジタルプラットフォーム提供者と消費者との間には情報、交渉力の格差があり、例えば、消費者は、利用規約をよく理解しないままに問い合わせてしまふ事態も生じます。

利用規約は消費者契約であり、取引デジタルプラットフォーム提供者は、消費者契約法第三条に従つて、消費者の権利義務その他の内容が明確かつ平易なものになるよう配慮するよう努めなければならぬとされており、これが果たされるよう周知してまいりたいと考えています。

さらには、全てのプラン、フォームに対する

取りまとめられたということで、大変苦労されたというふうにお伺いしております。改めて敬意を表したいと思います。

それでは、最初ですけれども、これはまず大臣に、基本的な認識として、新聞でもいろいろ報道されていますけれども、国民生活センターによると、二〇二〇年度のネット通販に関する相談は二十六万件を超えて、前年度を三万件以上上回ったということ、それから、今年は新型コロナウイルス禍の外出自粛で更に増える可能性がある、そういうような指摘もされています。いろいろなトラブルはあると思いますけれども、このデジタルプラットフォームについてお尋ねする、ラグレにつづ

○井上(一)委員 ありがとうございました。
デジタルプラットフォーマー、楽天とかアマゾンとか、よくそういう大手の名前は聞くんですけど、それども、では、実際に、取引デジタルプラットフォーム提供者、これを法案の対象としておりますが、これども、この取引デジタルプラットフォーム提供者というのは現在どの程度存在しているのか、把握している範囲でお答えしていただきたいと思います。

においても消費者トラブルが発生していることを考慮すると、C-S-Cについても対象とする方向性も考えられたと思いますけれども、この点に関してはどういう検討がなされたのでしょうか。

○坂田政府参考人 本法案は、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、自らが提供する場で行われる通信販売取引において売主が適切に消費者保護のための責任を果たすよう、販売業者等と消費者との取引関係を支える者として一定の役割を果たすことを求めるものでございます。

売主が非事業者である個人の場合、すなわちC-S-C取引の場となる場合には、売主は消費者を保護する責任を果たして、な、二二から、本法

○井上国務大臣 取引デジタルプラットフォームは、情報通信技術の進展に加えて、新しい生活様式の下で、消費者の日常生活に不可欠な取引基盤としての地位を確立しつつあります。しかしながら、取引デジタルプラットフォームでは、誰もが売主として容易に参入できるという特性も相まって、危険商品が流通したり、販売業者によって、大臣としては、現状についてどのように認識されていますでしょうか。

リマサイト、シェアリングエコノミーのプラットフォーム等といった様々な業態がございます。また、食料品、衣服、電気製品など物販を総合的に取り扱う場であるもののほか、アプリの販売、家事代行などのサービスの提供のよう、特定の商品やサービスの取引に特化したものなどがござります。

併記する責任を語せられていなかったことから、本法案の対象に含めることはしておりません。

なお、CツーC取引の場と称されるものでも、売主が実態としては事業者、いわゆる隠れBである場合には、本法案の対象となります。

売主が非事業者の個人である場合の買主の保護の責任の在り方については、場の提供者が果たすべき役割と併せて、別途、更なる検討が必要であると考えております。

○井上(一)委員 法案では、事業者に対して、必

と、これを取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務としております。ここは私も、努力義務ではなくて是非義務化してほしいという思いで、この間、四人の参考人にお聞きしました。

○坂田政府参考人 お答えいたします。
本法律案の対象となる取引デジタルプラットフォーム提供者には、規模や態様においてものが含まれ、個別の取引への関与の程度でございます。

○坂田政府参考人 法律案第三条第一項第三号において、取引デジタルプラットフォームの提供者は、場の提供者という立場からの補完的な役割として、自らが提供する場に身元を隠したり偽ったりする販売業者等が参入することを防ぐため、必

本において取引を継続してしようとするときには、日本における代表者を定めなければならないということとされております。また、外国会社が日本における代表者を定めた場合には三週間以内に外国会社の登記をしなければならないという

依田参考人は有識者会議の検討会の座長で、本当に取りまとめに苦労されたと思いますけれども、依田参考人からは、「これでよかつたといいう思いが半分ある一方で、これでよかつたのだらうか」という思いも他方で残り、じくじたるところもござります」と、非常に取りまとめに当たつて苦労された思いが吐露された発言だつたと思います。・

一方、今般の法律案は、消費者保護を目的としていることから、多様な取引デジタルプラットフォームを幅広く法の適用対象とする必要があるため、義務ではなく、努力義務を課すこととしたところでござります。

ただ、努力義務であっても、取引デジタルプラットフォーム提供者にはそれに沿って措置を講ずることが求められ、その実施状況等について消

必要な措置を講ずることが求められます。
もつとも、取引デジタルプラットフォームには
膨大な数の売主が存在する中で、消費者被害を発
生させている売主は割合としてはごく一部にすぎ
ず、それにもかかわらず、膨大な数の売主の全て
について身元確認の義務を課すと、消費者被害の
防止のためとはいえ、著しく過剰であり、これに
応じることができる取引デジタルプラットフォーム

ふうにされております。外国会社は、外国会社の登記をするまでは、日本において取引を継続していくことができないとされておりまして、これに違反して取引をした者に対しては、過料という制裁がございます。

そして 松倉参考人は、これは口述して検証し
た内容ということで、紛争解決と いう観点から
は、やはり、身元確認についてちゃんとできてい
ない人とは契約を結ばないということについて、
勧告、命令、罰則というものを入れてはどうかと
いう意見を組織としては出しているということで
した。

それから、増田参考人、消費生活相談員協会理
事長ですけれども、このように言つておられま
す。

特商法で定められている事業者の所在確認、所

消費者は開示することなどなくておりません。これにより、措置や開示を行っていないデジタルプラットフォーム提供者は、消費者から信頼を失うことになりかねないことから、努力義務に沿った取組を促進できると考えております。なお、今回の法案提出を前に、大手デジタルプラットフォーム事業者を中心に、情報開示などにおいて自主的な取組が進められるなど、既に先取りした動きが見られ、こうした動きも注視してまいりたいと考えております。

販売業者等が行う身元に関する情報の表示について、消費者や行政からの情報提供や自らによる監視活動などを通じて表示内容に疑義があることを把握した場合などにおいて、身元の確認を行うことが合理的であり、このような場合を念頭に、必要に応じ、確認のための措置を実施すべきこととを努力義務としたところでございます。

○井上(一)委員 この身元特定という観点で、板倉参考人、弁護士の先生ですけれども、この間の

ても肩ををしておるとこでござります。
ただ、登記をしない今まで我が国で事業を行う
外国会社の実態というのを把握することについて
はなかなか困難を伴うものでございまして、今
後、関係省庁と連携して、外国会社の登記義務の
内容を周知するなど、その履行を促すための取組
について検討してまいりたいと考えております。
○井上(一)委員 なかなか実態を把握するのは難
しいとは思うんですけども、周知をして、やは
り外国の会社に対しては、登記をしなければなら
ないんだという、その情報をぜひ伝えていただき

在を常に明らかにしておいて連絡がつくようになると
いうことは最低限やるべきことですので、その所
在が分からぬということは、それ自体はあって
はならないというふうに思います。プラス、代表
者の個人の住所などについては、やはり、請求の
根拠などを確認した上で教えるかどうかというも
のはもう既にここに書かれていますので、そういう
うことであれば、それは義務になったとしても余
り問題にならないのではないかというふうに思つ
ております。

ということで、この間の参考人の御意見も踏ま
えますと、やはり私は、もう一步踏み込んで、情
報提供については義務化する、そういうしたことにつ
いて措置した方がよかつたのではないかと思う
んですが、いかがお考えですか。

は、これは当たり前なんですけれども、一番大事なのは、やはり被害に遭わないということなんですよね、消費者が。そこをやはり原点にすると、情報提供の義務、これはやはり検討してもよかつたのではないかと思います。

まずは努力義務からスタートするということだつたと思うんですけども、この点については、是非、次の見直しのときには義務化、これについて真剣に検討していただきたいと思います。

法案では、販売業者に対して、必要に応じ身元確認のための情報提供を求めるというふうになつているんですけれども、努力義務にするとしているんですね。この必要に応じてという言葉は、これは削除してもいいのではないかと思うんですけれども、どうですか。

現行の権限として、日本に対して、日本の消費者に対しても継続して取引をするんだつたら、登記義務があるわけです、登記をしてくれると、ほんどのことは解決するんです、民事訴訟も起こせる、行政処分も出せるということで、これは頑張つてやつてほしいと思いますということで、外の企業に対して、とにかく登記をしてもらえば、それによつて身元が特定できるので、登記を頑張つてほしいという提言だつたんすけれども、実際、登記については今現状どうなつていてか、御説明していただきたいと思います。

それから、板倉参考人は、もう一つの提言として、特商法の越境執行協力、外国の当局とのやり取りの条項が今度の特商法の改正では入る予定になつておりますので、これを使いこなしてほしいという提言もいただいています。この点についてはいかがですか。

○片桐政府参考人 お答えいたします。

越境的な電子商取引の取引規模は拡大をしておりまして、外国の販売業者等と日本の消費者のトラブルについても増加している中で、外国執行当局との情報交換がますます重要になつてきてござります。

このような状況を踏まえ、現在国会に提出している、消費者被害の防止及びその回復の促進を図

だつたと思うんですけれども、この点について
は、是非、次の見直しのときには義務化、これに
ついて真剣に検討していただきたいと思います。
法案では、販売業者に対し、必要に応じ身元
確認のための情報提供を求めるというふうになつ
ているんですけれども、努力義務にするとして
も、この必要に応じという言葉は、これは削除し
てもいいのではないかと思うんですけれども、ど
うですか。

張つてやつてほしいと思ひますということで、外
国の企業に對して、とにかく登記をしてもらえれば、それによつて身元が特定できるので、登記を
頑張つてほしいう提言だつたんですけれども、實際、登記については今現状どうなつてゐる
か、御説明していただきたいと思ひます。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

○片桐政府参考人 お答えいたします。
はいかがですか。

越境的な電子商取引の取引規模は拡大をしておりまして、外国の販売業者等と日本の消費者のトラブルについても増加している中で、外国執行当局との情報交換がますます重要になつてきてござります。

このような状況を踏まえ、現在国会に提出している、消費者被害の防止及びその回復の促進を図る

<p>るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案において、特定商取引法等について外国執行当局への情報提供に関する規定を新設することといたしております。</p> <p>これによりまして、消費者庁から外国執行当局へ情報を提供するとともに、外国執行当局との間で相互主義を確保して、外国執行当局からも情報の提供を受けられるようになります。</p>
<p>今後は、このような改正法の仕組みも活用いたしまして、外国執行当局との連携を図つてまいりたいというふうに考えてございます。</p> <p>○井上(一)委員 販売業者に係るガイドラインについて質問させていただきます。</p> <p>消費者庁と経済産業省で策定して、百点以上の商品の新規出品、それから一月の落札額の合計が百万円以上、落札合計一千万円以上あれば販売業者に該当するというふうに考えられますが、これからガイドラインを策定して、明確に判断できる基準を作られるというふうに承知していますけれども、どんな判断基準を考えておられますでしょうか。</p> <p>○坂田政府参考人 個人である売主が本法律案の販売業者等に該当するか否かの区別は、第一に、當利目的であるか否か、第二に、反復継続的に同種の行為を行っているかどうかについて、その者の意思にかかるわらず、客観的に判断されるものでございます。</p> <p>もつとも、当該区分が困難である場合も考えられることから、今後、消費者庁としての考え方を明らかにしてまいりたいと考えております。</p> <p>その際には、ほかの消費者保護法の適用を受けますが、消費者を装う悪質な販売業者を捕捉できるかどうかの判断にも共通し得るものであることや、法の潜脱を招きかねないことを考えると、ある程度幅を持つたものとせざるを得ないと考えられます。</p> <p>○井上(一)委員 ちょっと時間があまりませんので、質問を幾つか飛ばして、検討会の報告書で</p>
<p>は、「消費者庁においては、必要な人材の確保その他の組織体制の充実を図るべきである。」というふうに言われております。</p> <p>デジタルの分野は変化の激しい分野であり、技術に関する知識も必要となります。国がデジタルを進めている中につき、消費者庁としても、人材の確保その他の組織体制の充実を図つていく必要があります。</p> <p>依田参考人はこうおっしゃいました。消費者庁において、専門人材の不足、これは確實に言えます。特に、これから消費者庁が発足して十年以上たちますが、リアル、オフラインからデジタル、オンラインの世界に移行はますます進んでいきますので、この消費者問題はますます増えていくであろうということで、やはり、専門人材、これを活用することが重要だという御指摘をされておりますけれども、組織の充実について、大臣、どういうふうにお考えですか。</p> <p>○井上国務大臣 消費者庁においては、従前より、多様な人材にその専門的な知見を生かして活躍いただいているところです。</p> <p>本法案が成立した暁には、法の運用がしっかりとされることとともに、適切に残された検討課題を検討できるよう、人事戦略という観点でも、より一層十分な対応をする必要があると理解しています。</p> <p>そこで、人事交流、研修の充実、職員の採用などの様々な手立てを活用して、組織として専門的な知見のある人材の確保に努めるほか、必要な体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>○井上(一)委員 特にデジタルに強い人材の確保をしつかり図つていただきたいと思います。</p> <p>人がこうおっしゃっているんですね。プラット</p>
<p>フォームを中心とした、取引のネットというかシステムを構築して、それをある程度支配し、影響力行使しているような人たちには自らの責任を分担すべき義務があるんだという、ここから出発するんだということ、私は、やはり、官民協議会の中でも特に民の方々に、しっかりと自覚を持つて、責任感を持って、取引が円滑にいくよう進めていくてもらいたいと思ってるんですけど、この官民協議会、どのような役割を期待して、どのぐらいの頻度で開催していくか、その点についてお答えしていただきたいと思います。</p> <p>○井上国務大臣 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益を保護するためには、官民の主体が連携して取り組むことが必要です。</p> <p>そこで、本法案においては、内閣総理大臣、取引デジタルプラットフォーム提供者を構成員とする団体、消費者団体などにより構成される官民協議会を組織することとし、悪質な販売業者等に関する情報の交換や、消費者の利益の保護のための取組に関する協議などを行うこととしております。</p> <p>官民協議会は、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護のための取組を効果的かつ円滑に行うという目的を果たすために、機動的に開催するとともに、様々な課題の検討にも官民協議会という枠組みを最大限活用してまいります。</p> <p>トフォームの取組について、努力義務にとどまり、また、内閣総理大臣による利用の停止措置も法律を制定すること自体は、一定の意義のあるものと考えます。</p> <p>今日、デジタル化が進む中で、新しい取引の場における消費者被害も生まれているという状況の中、取引デジタルプラットフォームを対象とする法律を制定すること自体は、一定の意義のあるものと考えます。</p> <p>しかしながら、政府案は、取引デジタルプラットフォームの取組について、努力義務にとどまり、また、内閣総理大臣による利用の停止措置も要請にとどまるなど、現実に、取引デジタルプラットフォームが消費者被害防止のために果たすべき役割的重要性に鑑みれば、不徹底な面があると言わざるを得ません。</p> <p>そこで、デジタル化による利便性と、消費者被害拡大の余地を広げないという観点を両立させべく、本修正案を提出するものでござります。</p> <p>次に、本修正案の内容を御説明いたします。</p> <p>本修正案は、第一に、取引デジタルプラットフォーム提供者が講ずる措置について、努力義務規定を義務規定とし、その措置について販売業者等に関する情報の定期的な確認等の例示を追加し、取引デジタルプラットフォーム提供者が講じた措置の開示に係る勧告及び命令並びに罰則に関する規定を設けることとしております。</p> <p>第二に、内閣総理大臣による取引デジタルプラットフォームの利用の停止等について、要請から勧告とし、勧告に係る措置を取らなかつた場合における命令及び罰則に関する規定を設けることとしております。</p> <p>第三に、政府は、この法律の施行後一年を目途として、以下の四点について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の</p>

規定を追加しております。

一点目は、販売業者等以外の個人が通信販売と同様の行為をする場合における消費者の利益の保護に関する制度の在り方、二点目は、この法律その他通信販売に係る規制における売主等が事業者であるかどうかを判断するための基準の在り方、三点目は、売買契約等における債務の不履行に伴い消費者に被害が発生した場合等における損害の補填に係る取引デジタルプラットフォーム提供者の役割、四点目は、外国法人等が提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する制度の在り方でございます。

○永岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
○永岡委員長 何とぞ委員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

○永岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
○永岡委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入りますが、討論の申出がありませんので、直ちに採決に入ります。
内閣提出、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の保護に関する法律案及びこれまでの対する修正案について採決いたします。
まず、柚木道義君外一名提出の修正案について採決いたします。
〔賛成者起立〕
○永岡委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○永岡委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○永岡委員長 本案に対し、穴見陽一君外五名から、自由民主

日本共産党・日本維新の会・無所属の会及び国民党・無所属クラブの六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。尾辻かな子君。

○尾辻委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明に代えさせていただきます。

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案に対する附帯決議案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 売主が消費者（非事業者である個人）であるC to C取引の「場」となるデジタルプラットフォームの提供者の役割について検討を行ない、消費者の利益の保護の観点から、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。

二 本法第三条で、取引デジタルプラットフォーム提供者が努力義務として講ずるべきとされるべき措置を講ずること。

三 本法第四条の取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請等の実施状況について実態把握に努めるとともに、必要に応じ、消費者の利益の保護の観点から、更なる実効性の確保について検討を行い、必要があると認めるときは、法改正を含め所要の措置を講ずること。

四 本法第四条第一項第一号の著しく事実に相違する表示等の解釈については、商品の安全性的の判断に資する事項等を表示しないことをもつて消費者が誤認する場合を含むものであることを明らかにすること。

五 本法第四条第一項第一号の「商品の性能又は特定権利若しくは役務の内容に関する重要な事項として内閣府令で定めるもの」については、取引デジタルプラットフォームにおける消費者被害の実態を踏まえたうえで定めること。また、消費者被害の実態や情報通信技術の発展を踏まえて適宜検討を加え、必要に応じ機動的に内閣府令の改正を行うこと。

六 本法第五条第一項の「内閣府令で定める額」を定めるに当たっては、取引デジタルプラットフォームを利用して行われる取引における消費者被害の実態に照らし、必要十分な消費者が開示請求制度を利用できるよう、適切な額とすること。

七 デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術は急速に進展し得るものであるため、本法第五条第一項の販売業者等情報を内閣府令において定めるに当たっては、消費者が自己の債権を行使するために必要な十分な範囲の情報が開示請求の対象となるようにするとともに、必要に応じ機動的に内閣府令の改正を行うこと。

八 いわゆる情報商材等を取扱う販売業者等が参加する取引デジタルプラットフォームや、SNSを利用して行われる取引における消費者被害の実態の把握を行い、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずること。

九 デジタル広告 不正又は悪質なレビュー、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示等の課題について、消費者の利益の保護の観点から検討を行い、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずること。

十 外国会社との消費者被害の解決を促進させること。そのため、関係省庁が連携して会社法第九百三十三条第一項第一号の定める外国会社登記における代表者登記義務を周知するとともにそ

の履行を促すこと。また、関係省庁が連携して販売業者等又は取引デジタルプラットフォーム提供者たる外国会社の事業が不法な目的に基づいて行われた事案の把握に努め、そのような事案を把握したときには、会社法第八百二十七条第一項の定める取引継続禁止命令の申立てを検討すること。

十一 C to C取引を含めたデジタルプラットフォームにおける取引に関する紛争を効率的・実効的に解決するためのオンラインによる手続可能な裁判外紛争解決手続（ODR）の提供について検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずること。

十二 本法の制定趣旨や各条項の解釈等について身に付けるべき知識を得るために消費者教育を充実すること。特に令和四年四月からの成年年齢の引き下げの影響を受ける若年者や、「新しい生活様式」として利用が拡大している高齢者に対して積極的に取り組むこと。

十三 消費者が取引デジタルプラットフォームを適切に利用できるよう、デジタル社会において身に付けるべき知識を得るために消費者教育を充実すること。特に令和四年四月からの成年年齢の引き下げの影響を受ける若年者や、「新しい生活様式」として利用が拡大している高齢者に対して積極的に取り組むこと。

十四 デジタルプラットフォームに利用される情報通信技術の急速な進展に伴う消費者被害の複雑化・多様化や、海外の行政機関との連携の必要性に鑑み、消費者庁その他の関係省庁の予算、機構、定員を十分確保すること。

○永岡委員長 以上でございます。

○永岡委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○永岡委員長 （拍手）

○永岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○永岡委員長 それでは、採決をいたします。

○永岡委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○永岡委員長 〔賛成者起立〕

○永岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○永岡委員長 それでは、採決をいたしました。

○永岡委員長 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

帶決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、政

府から発言を求められておりますので、これを許

します。井上国務大臣。

○井上国務大臣　ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいります。

○永岡委員長　それでは、お詣りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永岡委員長　御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○永岡委員長　次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案に対する修正案
取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案の一部を次のように修正する。
第一条中「自主的な」を削り、「促進」を「義務付け」に、「要請」を「勧告等」に、「協力」を「業務の適正な運営」に改める。
第三条の見出し中「努力義務」を「義務」に改め、同条第一項中「講じなければ」に改め、同項第一号中「ための」の下に「販売業者等に関する情報の定期的な確認その他」を加え、同項第二号中「事情の」を「事情についての販売業者等に対し文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求ること等による」に改

め、同条第二項中「開示するものとする」を「開示しなければならない」に改め、同条に次の三項を示す。

（二）内閣総理大臣は、取引デジタルプラット

フォーム提供者が第二項の規定を遵守していないと認めるときは、当該取引デジタルプラット

フォーム提供者に対し、速やかに同項の措置そ

の他の必要な措置をとるべき旨の勧告をするこ

とができる。

（三）内閣総理大臣は、前項の勧告をしたときは、

その旨を公表することができる。

（四）内閣総理大臣は、第五項の勧告を受けた取引

デジタルプラットフォーム提供者が、正当な理

由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつた

ときは、当該取引デジタルプラットフォーム提

供者に対し、当該措置をとるべきことを命ずる

ことができる。

第四条の見出し中「要請」を「勧告等」に改め、同

条第一項中「ことを要請する」を「べき旨の勧告を

する」に改め、同条第二項中「要請」を「勧告」に改

め、同条第三項中「要請」を「勧告又は前項の規

定による命令」に、「要請に」を「勧告又は当該命

令に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

項の次に次の二項を加える。

（一）内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けた取引

デジタルプラットフォーム提供者が、正当な理

由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかつた

ときは、当該取引デジタルプラットフォーム提

供者に対し、当該措置をとるべきことを命ずる

ことができる。

第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しそして「（罰則）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十四条　第三条第七項又は第四条第三項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為

をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたとき

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則第二条中「規定は、」の下に「売買契約等（

「役務提供契約」の下に「をいう。次条第一項

第三号において同じ。」を加える。

附則第三条中「政府は」の下に「、前項に定める

もののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同

条に第一項として次の二項を加える。

政府は、この法律の施行後一年を目途として、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一　販売業者等以外の個人が通信販売と同様の行為をする場合における消費者の利益の保護に関する制度の在り方

二　この法律その他通信販売に係る規制における売主等が事業者であるかどうかを判断するための基準の在り方

三　売買契約等における債務の不履行に伴い消費者に被害が発生した場合等における損害の填補に係る取引デジタルプラットフォーム提供者の役割

四　外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国人に住所を有する個人をいう。）が提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われる通信販売に係る取引の適正化及び紛争の解決の促進に関する制度の在り方

令和三年五月二十六日印刷

令和三年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C